

令和4年第3回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年6月14日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和4年6月15日	午前10時00分
	散 会	令和4年6月15日	午後3時55分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

1 番	仲 程 清	2 番	長 濱 功
-----	-------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	大 城 尚 子
子育て支援課長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
建 設 課 長	宮 城 忠	農 林 水 産 課 長	松 本 一 也
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

議 事 日 程

6月15日（水）2日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 3番 山 川 竜 議員 2. 14番 具志堅 勉 議員 3. 9番 仲宗根 須磨子 議員 4. 8番 具志堅 正 英 議員 5. 13番 喜 納 政 樹 議員

○ 議長 松川秀清 本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。3番 山川 竜議員の発言を許可します。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜

1. 崎本部区の排水路整備について
2. SNSを活用した観光情報の発信について
3. ワークেশョンの推進について
4. 観光ガイド養成講座について
5. ハブ咬傷防止事業について

おはようございます。6月定例会のトップバッターを努めます山川 竜でございます。それでは議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。その前に所見を述べたいと思います。議員となり1年が経過しました。この1年を振り返ってみると小、中学校の屋根への再生可能エネルギーの提案や赤土から自然環境や生活を守る対策の強化を求める意見書のきっかけをつくることができました。その他にもデジタル活用に関して多くの時間を費やし、議案や一般質問でも議論いたしました。12月議会においては、デジタル化についての一般質問の際には、本部町DX推進計画の策定についての答弁を引き出し、本年度に策定されることとなり、そのきっかけをつくることができました。様々な議論をまさにガチンコで行ってきた1年でした。さて、令和4年度の施政方針の中に、「本年度を本町の「デジタル元年」と位置づける」という言葉がございました。本町の施策の中に多くのデジタル活用における施策が盛り込まれております。これまでになかった新しい価値観に気づき、時代の変化とともに何を変えていくのか。次の時代を見据えて取り組まれて平良町長だからこそ、できる施策を多くあるのではないかと思います。その例として、本部町DX推進計画の策定は、平良町長だからこそ県内自治体の中でもいち早く予算化し、取り組まれた実績の一つだと思っています。そして今後も、様々な課題をガチンコで議論していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。それでは質問に入ります。

質問事項1．崎本部区の排水路整備について。降雨時に、辺名地農免農道から崎本部集落に流下する雨水の流域規模について伺います。

質問事項2．SNSを活用した観光情報の発信について。観光情報の発信を目的としている本町の公式SNSはいくつあるか伺います。

質問事項3．ワークেশョンの推進について。沖縄総合事務局が「ワークেশョンに関する調査」の結果を公表しました。その中で、県内のワークেশョン実施者の平均滞在日数は11.8日、平均消費額は21万5,000円であるという調査結果が出ました。ワークেশョンの推進により、観光収入の増加や平日利用の増加といった需要の平準化にもつながる期待が見込めます。当局の見解を伺います。

質問事項4．観光ガイド養成講座について。①養成講座の進捗状況を伺います。②本町は美ら

島財団と包括連携協定を締結しています。専門家が多くいる美ら島財団から、講師を派遣していただくことは、大きなメリットにつながると思いますが、当局の見解を伺います。

質問事項 5. ハブ咬傷防止事業について。タイワンハブの捕獲数が、2011年には841匹、2020年には3,317匹と、10年で4倍も増加しています。本町においては、主に一括交付金を活用し事業を行っていますが、事業費も年々増加しているのが現状です。また、報道によると東村や大宜味村でも、タイワンハブが確認され、生息域が拡大しつつあります。ハブ咬傷防止事業については、個体数や生息域の抑制という観点から、広域で取り組む必要がある施策だと考えます。

そこで、次の2点について質問をいたします。①ハブ咬傷防止事業は、広域で考える問題であることから、県に予算を求めていく必要があると考えますが、当局の見解を伺います。②タイワンハブ駆除に向けて、北部市町村が一致団結して県に事業強化の要請を行うべきだと考えますが、当局の見解を伺います。以上、二次質問は席に戻って質問いたします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。トップバッター山川 竜議員より5点の一般質問がございました。質問にお答えする前に、山川議員のほうから所信がありましたけれども、お互いにガチンコの中から全てはまちづくりの前進のために、よりよいまちのためにという思いの中で、ガチンコをしながらまちづくりに邁進できればいいなとこう思っております。一つ今後も爽やかで、お手柔らかなガチンコをお願いできればとこう思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは質問にお答えいたします。まずは1点目の「辺名地農免農道」についてお答えいたします。辺名地農免農道は沖縄県が整備しております。平成3年度に本町へその管理が移管されるような、そういうことのいきつがございました。当時、沖縄県より農道台帳等を引き継いでおりますけれども、「排水路流量」の決定根拠となる「流域図」については、受け取っていないと、受領していないというような状況でございます。沖縄県農林水産部にも問い合わせをしておりますけれども、当該農道の流域規模を決定する流域図の保存年限が10年となっていることから、現在保管されていないとの回答を得ているところであります。

次に2点目の質問にお答えいたします。本町のSNSにつきましては、フェイスブック、ライン、ツイッターの3つのツールがございます。情報の発信といたしましては、観光イベント情報をはじめとして、各種行政手続等の案内や、さらには観光を含めた地域の特徴的なニュースなどが情報発信の主な発信となっております。

3点目のワーケーションの推進についてお答えいたします。コロナ禍におけるワーケーションの需要が高まり、滞在日数が増えることで地域経済への影響が高まっていることは、観光コンテンツとしての重要な要素だとこのように認識しております。本町の主要ホテルにおきましては、各客室内でのインターネット環境が整備されており、それぞれの客室内でのワーケーションが大方できるような環境が整っております。しかし、ワーケーションとしてでの宿泊などをより積極的に売り出すためには、セキュリティーの強化並びにコワーキングスペース施設の設置などが、

今後はその課題になってくるものと、このように考えているところであります。今後のワーケーションの推進につきましては、宿泊業者等とのより強力な連携をとりながら、その推進を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、4点目の観光ガイド養成講座についてお答えいたします。養成講座の進捗と美ら島財団の講師派遣については関連いたしますので、併せてお答えいたします。令和2年度に「むとうぶんちゅ観光ガイド養成講座」を実施いたしまして、19人の町認定ガイドが誕生しております。令和3年4月には認定ガイドを中心に「むとうぶんちゅ観光ガイドの会」が設立されております。町観光協会に事務局を置きまして、案内ルートの策定にむけて、目下精力的に活動を行っているところであります。引き続き今年度も養成講座を実施する予定となっております。美ら島財団との包括連携協定を活用した講師派遣につきましては、これまでも「ハイサイプラザを活用したマルシェの開催」、あるいはまた「ウミガメから学ぶ環境学習会」、「八重岳での生物学習会」、「各小学校でのチューリップ栽培教室」など、様々な多数の実績がございます。養成講座及び認定ガイドのスキルアップ研修を実施するにあたり、包括連携協定を積極的に活用し、講師派遣などを今後も引き続き依頼をしながら、より強固な連携を図っていきたいとこのように考えております。

最後に5点目のハブ咬傷防止事業については、まず「県に予算を求めていく考えがあるのか」との質問でございましたけれども、本町におきましては、平成25年度から、一括交付金を活用いたしまして、ハブ咬傷防止事業を実施しているところであります。令和4年度で、事業開始から10年目を迎えておりますが、その間、ハブの捕獲数、事業量ともに増え続けている現状でございます。町内において、タイワンハブの捕獲数及び生息域が拡大していることから、今後とも捕獲器の設置数を増やしたり、生息域の拡大防止に引き続き取り組む予定でございます。沖縄県に対しましては、今後とも一括交付金の拡大と引き続き必要な予算の確保に努めるよう要請してまいりたいと、このように考えております。

次に、タイワンハブ駆除に向けて、北部市町村会から県への要請について、要請したほうがいいのではないかという質問について、答えいたします。タイワンハブは、本町のほかに、名護市、今帰仁村、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村で生息が現在確認されております。さらに近年は、東村、大宜味村でも目撃されていることから、生息域が拡大傾向にあります。本町といたしましては、北部市町村会に対しまして、北部広域としてのタイワンハブ駆除の事業強化の必要性をしっかりと訴え、そして町村会においても、その議論を深めていきたいとこのように考えております。つけ加えますけど、現在まで北部の首長会の中で議論をしたことがないわけでありまして、今後はぜひ我がほうから課題の提起をして、議論を深めていきたいとこのように考える次第でございます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 1点目の崎本部区の排水路の整備について、資料をもとに説明したいんですが、その前に先ほどの町長からの答弁の中で、沖縄県から農道台帳の引継ぎを引き継いではい

るが、流域図については受領していないと。その原因といいますか、理由をお聞かせいたきたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 3番、山川議員にご説明いたします。

先ほど町長からもありしたとおり、保存期間が10年間ということで、一応みんなないということで引継ぎされておられません。県の引継ぎは町だけが引継ぎで、この流域図とかは引継ぎはなっておりません。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 わかりました、理解しました。

この資料を基に説明をしたいと思えます。まず今回、調査してみた結果、位置関係でいうと崎本部集落の北のほうになります。この道が国道449号からゴルフ場に抜ける、登るところの道になっています。この道の排水路について、今ちょっと議論を深めていきたいと思っているんですが、今現状、ゴルフ場付近、その周辺からの山あいの雨水だったり、排水だったりというのは、今全て排水路の設計上、排水路があるところを辿れば全て集落のほうに流れるようになっております。この青い線というのが、この雨水が流れる通り道になるんですが、全て今集落に来ているという現状で、例えば大雨が降ったときにすごい被害が、この集落にあるというのがわかっております。特にA地点とB地点、崎本部集落の上のほうとちょうど真ん中のほう、ここのほうでは噴水のように排水路から雨水が湧き出ているという状況がございます。ちょっと写真が撮れる状況ではありませんでしたので、その様子はありませんが、実際に地域の方々からも長年にわたる悩みだということを知っております。地域を歩いた結果21件のお宅、大小ございますが、21件のお宅に被害が今出ているという現状がございます。先ほど町長の答弁からもこの辺名地農免農道は、国道449号と接道したのは平成3年になっているのかと思えます。それ以前からも恐らくずっと上のほうからの雨水というのは集落の中に流れてきている現状で、鉄砲水のように被害がございます。これが今現状でございます。まずこの現状を受けて担当課から見解を伺いたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 3番、山川議員にご説明いたします。

先ほども町長のほうからありましたが、平成3年度に県から本町へ管理が移管されております。仮に流域図があったとしても、整備からおよそ30年経過していることなので、現地の地形や排水路設計の技術基準が大きく変わっていることも考えられます。ですので正確な流域を特定して、排水路の流量を算定するには改めて委託業務を発注して調査を行って、が必要になるので限られた財源でありますので十分、優先順位を検討しながら考えていきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 流量の検討もぜひ調査もしていただきたいんですけども、この被害がある現状というのをぜひ理解していただきたいんですが、町長のほうからも見解を伺いたいと思

ます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 長い間被害がありますということですが、今回の議会にあたりまして、初めて私も耳にするわけでございますけれども、事の実態がどのような状況なのかというのを、まずしっかりと調査をすることが先だろう思っております。ただ長い間こうこう被害に遭っているという事実であれば、何らかの方法を検討しなければいけないという、そんな思いをしております。まずは被害の実情、現状というものをしっかりと調査することから先だろう。その中で次の検討をしていきたいと、このように考える次第でございます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ぜひ調査はしていただきたいと思っております。崎本部区からも、これは要請がある問題になっております。要請をいたしまして、すぐに担当課の担当職員のほうで現場を見ていただきました。地域の人々の声も併せてお伝えしたところでございます。ぜひですね、調査をする前に今、町長がおっしゃったように、これが本当なのかどうかというところは、やはり地域の人々の声を聞いて、長年どういった気持ちで大雨をしのいできたのか。すごい不安な気持ちであるお宅は、お宅の前で噴水のように雨水が上がってくると。また別のところでは地面が、コンクリートが剥離をして、そこに自分たちで修理費用を出さないといけないというような被害も出ております。そのたびに砂利が流れたりいろんな被害が地域の人からの声が聞こえてまいります。ぜひ地域の人々の声を、この件に関してまずは聞いていただきたいんですが、足を運んで、まずはこの件で足を運んで地域の人々の声を聞いていただきたいんですが、町長の見解を伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 繰り返しますけれども、しっかりした被害があるとのことでございますので、実態調査をするべきだと考えます。このような被害というものが、なかなか行政を預かるものとしてつかめなかったのかなと思っておりますし、もっともっと集落環境の整備については、地域との情報交換、その関係性を深めていくべきなのかなということも併せて、実感として感じっております。いずれにせよ、その実態をしっかりと調査してまいりたいと考えます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 早急に改善していただきたいわけなんですが、この調査にまず予算をしっかりとつけていただいて、調査を早めにしていただきたいんですが、町長どうでしょうか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 予算をつけて調査をするかどうかも含めて、まずその前段の調査を早急にやるべきだと、そのように考えております。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ですので前段の調査として、地域の人々の声をぜひ聞いていただきたいわけなんです。地域の人々の声を聞く方として私が、地域の方をぜひ声を町長に届けますので、町長の現場に来ていただいて状況を確認していただきたいわけなんです。町長どうでしょうか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 できるだけ雨の日に、事の実態がどうなのか。その現実、真実をしっかりと見極めながら、かつまたそこに長年住んでいる代表的な地域住民の声もお聞きしたいという思いをいたします。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ぜひ調査に予算をつけていきたいと。その前段として地域の声をしっかりと聞いていただきたいと思います。強くこの大雨被害が今後ともないように強く求めて、次の質問に行きたいと思います。休憩をお願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時28分）

再開します。 再 開（午前10時29分）

3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 続いての質問でございます。

観光情報の発信をSNSで行っていただきたいわけなんですけど、まずは現状の確認をさせていただきたいと思います。最初にも質問をいたしましたけど、観光情報の発信を目的としている公式SNSというのは、まず幾つあるかというのをもう一度お伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にお答えいたします。

先ほど町長も述べましたが、本町のSNS情報発信につきましては、フェイスブックとライン、ツイッター、その3つのツールで情報発信を行っております。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 私が見る限り、観光情報の発信と町民に向けての発信と今、混在している状態なのかなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 3番、山川議員にお答えいたします。

その辺もあるかとは思いますが、この辺把握はしていないんですけれども再度、担当課として確認はしてみます。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時30分）

再開します。 再 開（午前10時31分）

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にお答えいたします。

観光情報、あと町内の住民への情報、その辺分けられている状況ではないために、多分住民のほうも混乱している状況だと思います。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 情報の整理が本当に必要なかなと思っているんですが、まず今この情報発信について、本部町の第3次観光振興計画の中にも、やはり観光PRですとか、情報発信とい

うキーワード、そういった言葉はもう何回も出てきます。これはご存じだと思います。この観光情報を誰に対して行っていくのか。というところはもちろん考えなければいけないところだと思いますが、今何か中途半端な情報発信になっていないかというところは、しっかりと精査する必要があるわけなんです。そういったところをもう一度、担当課から説明をお願いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にお答えいたします。

観光情報の発信につきましては、今後も情報媒体を活用して、住民あと観光客などへ行き届くような発信をしていければと思います。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 町長に質問をしたいんですが、施政方針の中に「コロナ後の未来に向かって本部町の存在価値を高めるためには、情報発信は極めて重要な手段と考えております」と、その2行がございます。町長どのような気持ちでこの施政方針に、この文言をお書きになったのか。そういうのを伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 町の存在価値、存在あらゆる情報媒体を通じて、町の存在を表わしていく、高めていく、多くしていくと。総合的なそういう観点の中から紙媒体も含めて、SNS関連も含めて、あるいはまたFMとか、ラジオとかテレビとか総合的なメディアの中で、この本部町の存在をアピールしていく。それというものが観光につながると考えております。ですのでいずれにせよ紙媒体も含めてというようなこと。SNSだけではなくて、そんなことを考えているところでもあります。いずれにせよ、メディアの露出の量をより多くしていく中で、うちの町に訪れる入域、観光客が増えるだろうと、このように考えてのことでございます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 今、観光客に向けてというキーワードもございました。副町長にお伺いたいんですが、昨年の6月、私の一般質問に対して会議録を見て今、質問をしようと思っているんですが、誘客に向けての情報発信ということですので、本部町が持っているホームページでありますとか、SNSとか、いろんな媒体を使って発信をしていきたいと思っています。誘客に向けての情報発信ということは、観光客に向けての情報発信という意味だと、もちろん思いますので、このときの質問はマイクロツーリズムの質問でしたので、そういう意味があったかと思えます。効果的にしっかりとターゲットを絞って、観光客に向けて情報発信をしていくためには、現状のSNSの発信の状況というのを改善する必要があるんじゃないかと、私は思っているんですが副町長、昨年度こういった説明をされておりました。どうお考えでしょうか。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明します。

先ほどから、町のSNSとしてフェイスブック、ライン、ツイッターがありますという話をしていますが、確かに今、町からの発信が観光情報も住民向けの情報も一緒になって発信している

ものですから、どの人をターゲットに町から情報発信をしているのかというのが曖昧である。見るほうからしても、観光客が見る情報なのか、住民が見る情報なのか混在しているということもありますので、やはりそこはしっかりと分けて、例えば観光客が本部町来たときにどういう、本部町でどんなことをしているのか、どこに行ったら何があるのかという観光情報とかというのは、やはり観光情報としてのページとか、そういうのが分けてあったほうが観光客もそこに入っていくやすいのかなという感じはしていますので、今後そのホームページの中のページをまたつくるとか。ラインの中で観光向け情報のページとか、住民向けのページとか、そういうふうな作り分けが必要だとは考えています。今、ちょうど企画とそういう話をしているところですので、これがどういう財源を使えばその事業ができるのか。どうしようもなければ一般財源を使うしかないかと思っていますけれども、できるだけ補助事業とか一括交付金とか、使えればそういうふうにしたいと考えています。

あとそれからツイッターとか、フェイスブック、ライン、そういった町からの情報発信もあるんですが、いまひとつまた考えているのが、例えば航空券、沖縄向けの航空券を予約とか、買うお客さんに対して、ネット上で航空券を予約しますので、沖縄向けの予約をしたお客さんに対して、ダイレクトにその人にメールが行くように。本部町でこんなことしていますよとか、観光情報を提供できるような仕組みも今、考えているところです。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 大変、前向きな説明が聞けて、とてもうれしい気持ちでございます。戦略的にぜひこの情報発信、観光客に向けての情報発信というのは行っていただきたいという気持ちがございます。第3次観光振興基本計画の中にも情報の一元化ですとか。観光PRという言葉は本当に何回も出てきますので。向かう方向性というのは、やはり本町は観光立町であるわけですから、このデジタルを活用した観光誘客というのは、SNSしかり、紙媒体しかり、ホームページしかりです。いろんな角度から、いろんな戦略で必要になってくるのかというふうに思っていますので、ぜひこの観光のパワーアップ、情報発信のパワーアップをしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

そこで今、ふるさと納税の電子感謝券についても、もとぶナンバー1プロジェクトというのがございますので、そういったところでも情報発信についての議論というものはあるのかなと思います。そのときの様子など、そういったところもお伺いできたらと思います。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明します。

現在、もとぶナンバー1プロジェクト、専門家招聘事業ということで、総務省から専門家を派遣していただいて、そこで委員会形式で今、いろいろと議論しているところではありますが、その中でも電子感謝券をどう普及していくか。広めていくか。国民に対して、まずその存在を知ってもらわないことには、その活用もないということで、いろんな形で国民に知ってもらう方法を検討しているところでもあります。先ほどその航空チケットを購入したお客さんに対してのダイレク

トメールであるとか。それも観光情報の一つであり、電子感謝券の情報をお客さんに知ってもらおう。本部町に行けば電子感謝券というのが使えますよと。いろんな宿泊施設、飲食施設、買い物、レジャー、そういうところで電子感謝券を使って、その後またちゃんと確定申告をすれば、ほとんどこの税金が控除されます。返ってきますよという情報を、沖縄向けに那覇空港行きのチケットを買った人向けにその情報を発信すれば、あとは確率の問題になってくるんですが、情報が行き渡っていくのかと考えています。

それからまた町内に来たお客さんに対しては、紙の媒体なんですけど、名刺大ぐらいの大きさにQRコードを沿えて、いろんな観光施設とか、いろんな施設にチケットを置いておく。それを見たお客さんがアクセスをして、情報収集する、入手すると、いろんな方法を今考えているところです。あと、美ら海水族館とも連携して、水族館との連携、そして記念公園の中のレストラン、ショップ、そういったところでも電子感謝券を使えるようにしていますので、そこをうまく水族館のホームページでありますとか、美ら島財団のホームページでPRしていくというふうなことを今、考えております。今後はあとはフェイスブックも使って、電子感謝券を広めていくためのまた、友達をどんどん増やして行って、そこに情報を発信していく。そういうことも考えていますので、あとライン、ツイッター、そういうのもこの電子感謝券の情報発信に絡めていきたいと考えております。とりあえず今のところ、そういう状況です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 観光客に向けての情報発信とこの電子感謝券の情報発信というのは、同じターゲット層になっているのかと思います。今本町ではこの電子感謝券、絶賛売出し中のところだと思います。それがこういったSNSを活用したり、ホームページを活用したり、様々な媒体を活用したりというところで情報発信が生きてくるものになってくるのかと思います。しかしながらターゲットをしっかりと絞って、今現状の町民向けの情報発信は町民向けの情報発信。観光客に向けての情報発信は、また別で切り分けて発信をしていくと。それもSNSを使った情報発信も取り入れることで、様々な層に行き届く可能性を秘めているわけです。実際にほかの市町村ではもう既に、数年前から取り組んでいる市町村もございます。本町はまだしっかりとこの観光客に向けての情報発信というのは、まだできていないのかなと私は思っていますので、先ほど副町長からありましたように、美ら島財団との連携というのは、間違いなくしていただいて、このSNSでしっかりと今、皆さんスマホを持っている世代ですので、時代ですので、その中でどう簡単に情報を取るかというところで、SNSは有効になってくるのかなと思っていますので、そういったところも含めて、全体を通して戦略を立ててしっかりと観光情報の発信というのをやっていただきたいと思っています。最後に、もう一度、副町長お願いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 山川議員にご説明いたします。

先ほどからDX計画の話も出ておりますが、その中でもやはりそういう電子機器を駆使して、これからICTですとか、そういうシステムなどの開発とか、いろいろ役場庁舎内のシステム開

発もあるんですが、ゆくゆくは庁舎外、地域社会でそのDXがどんどん進んでいくような、そういう方向性を今、見出していこうと考えております。その中で電子感謝券もその一つのツールであると理解しております、今ISCOとの包括連携協定などもこれから進めていこうと考えていますが、そういう専門的な技術ノウハウを持っている方々との包括連携を結ぶことによって、今後本部町がやりたい電子感謝券をうまく観光客に向けて発信したい。しかもその年齢層によって発信する情報の内容も変えていくような方法がとれないかどうか。そういうのも考えているところなんです、そういうところをどういうシステムを使ってやれば効果が出るのかとか。そういうのも専門の皆さんと意見交換しながらやっていきたいと考えています。

あと、住民向けの先ほど情報とかあったんですけども、町の公式ラインであれば、友達登録することで、町のほうから情報を届けることができますので、ホームページというのはお客さんが見にこないと情報取れないというのがあるんですけども、ラインは逆にこっち役場から情報を発信することができます。相手のスマホに届けることができますので、こういう形でできるだけ多くの町民に、友達登録していただいて、こういう緊急な情報ですとか、重要な速報とか、そういうのを届けられるような形に持っていきたいと考えています。

あと、観光客もそうなんですけど、観光客にとっても友達登録していただければ、観光客向けの情報を発信することができますので、ただ観光客がそのページを見にくるとか、そういうこともできますので、そういうことをこれからやっていきたいと考えています。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前10時49分）

再開します。 再開（午前10時49分）

3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 最後になんてお伺いしたいんですが、今のこのSNSを活用した情報発信について、住民向けは住民向けで取り組んでいるということなんです、ぜひ観光客向けの情報発信については、観光協会のほうと連携しながら行っていく必要があるのかと思っているんですが、ぜひその方向で仕組みをつくっていただけないかということで、お願いをしたいんですが、どうでしょうか。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明します。

もちろん観光協会もぜひそこに関わってもらいたいというのは、当然町としては考えております。町としても町全体の観光振興の施策については、町のほうでやっていくんですが、やはり実際に動いて現場でお客さんに対してのおもてなし、そういうことをやるのは観光協会が実際やっていますので、そこは観光協会とうまく町と連携して、そういう情報発信から、現場でのおもてなしも含めて観光協会のほうに担っていただきたいというふうに考えています。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 観光協会のほうに予算もしっかりとつけていただいて、観光協会は観光協会、今SNSのアカウントをしっかり持っているところなんです、やはり発信の頻度という

意味では、もっと本町のサポートというのは必要なのかなと思っていますので、私のほうからはこの情報発信について、ぜひ観光客向けの情報発信を強化していただいて、町内の観光を盛り上げていただくように強く要請をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは時間もございませんので、次の質問をさせていただきます。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時52分）

再開します。 再 開（午前10時53分）

3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 続いて、ワーケーションの推進についてでございます。これ3月議会でも質問をさせていただきました。そのときはふるさと納税に、ワーケーションを追加、ワーケーション施設を追加していただきまして、その点からいうと、コワーキングスペースとまではいきませんが、しっかりとした施設があるということは認識されているのかなというふうに思います。また、3月19日の八重岳新緑まつりの開会式においては、観光協会の会長のほうからもワーケーションについて、新たな旅の形であり、新たな観光資源の活用と、観光客の滞在期間が増加すると、その施策のよさを協会の会長も話されていたのかなと思います。今、町長のほうからも答弁がございました。宿泊施設と連携を密にして、その推進を図っていくということでございますので、ぜひですね、このワーケーションを推進していただいて、本町の新たな旅の形をつくっていただきたいと思っているんですが、そこで観光ガイドの要請をしているところだと思います。沖縄総合事務局のワーケーション調査の結果から、こういった分析結果が出ていますので、紹介をしたいと思います。

今後、ワーケーションを受け入れるに当たって必要な取組みについて、最も多かった回答は、地域や観光協会との連携であったと。観光協会と協力して体験ツアーを販売したりするなど、地域連携を必要と感じている施設が多かったと。沖縄総合事務局のワーケーションに関する調査の結果でございます。この調査結果の27ページにこういった文章がございます。いわゆる本町に置き換えてみると、今観光ガイドの養成をしているところであります。この観光ガイドが地域と、地域の紹介をしたり、本部町のよさを紹介したりということを仲介してくれる役割があるのかなと思っております。本町が押しているこの観光ガイドと、ワーケーションというのは、非常に相性がいいものになっているのかなと、改めて感じているところでございます。そういったところで、この総合事務局の調査の結果からも、観光協会と協力して体験ツアーを販売する。ワーケーション向けにというところも何か必然的にできるのかなと思っているんですが、ぜひ見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明いたします。

議員からもご提案といいますか。すごい押しがあります、このワーケーションですね。滞在日数も平均11日で、消費額も21万円という、これまでの本部町の滞在でありますと3泊とか、4泊が主で、消費額にしても7万円前後というのが、これまでの本部町だったんですが、そういう

ワーケーションを推進する取り入れということで、その滞在日数が増える、消費額が増えていくというのは、大変本部町にとってもすごく経済効果があって、いいものだと思いますので、どんどん推進したいと、していこうと思います。そのためには、受け皿である宿泊施設でありますとか、いうところがまだ課題になっている問題です。課題があるセキュリティーの問題であるとか、ワーキングスペースがまだ足りないとかという課題に対しては、その民間を後押しするようなことを町としても考えていきたいと思っています。

あと、観光ガイドの養成も昨年19人の認定ガイドが誕生しておりますので、そこは観光協会とうまく連携して、今あるワーケーションの推進、そして電子感謝券ともうまく絡められると思っています、自分としては。例えば、観光ガイドの人がいろんな場所を案内しますので、その案内する場所で有料の体験であったり、有料の施設であったり、そういうところを電子感謝券で使えますとか。あるいはガイド自体の、ツアーガイドのガイド料自体も電子感謝券で支払えますとか。そういう形に持っていくと、かなりお客さんにとってもメリットがある。各店舗にとってもメリットがある。町にとってもメリットがあると。三方良しのウィン・ウインの関係ができていくなど。それはやはり観光協会が力を入れていかないといけないと思っています。観光協会がそこをうまくスイッチ入って、意識を高めて、そういうシステムがうまく回転できるような仕組みをつくっていく必要があると思っていますので、うまくそこは役場と観光協会が密接に連携して、そういうための講習会を何回も持つとか。そういう形はこれからとっていきたいと考えています。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ぜひまずはこのワーケーションの推進とこの観光ガイドというのは相性が非常にいいですので、関連した形で、一つの商品をつくっていけるのではないかと考えているんですが、町長のほうからも一つ見解を伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 国内の経済を見たときに、大企業で力のある企業等については、ワーケーションといったような新しいこういった領域に職員が入っていくんだろうとっております。コロナ禍の中で、ワーケーションという新しいバケーションが生まれるのかなとっておりますけれども、これから先々、経済全体が潤いが出て、新しい社会形成ができればというような思いをするところでもあります。いずれにせよ、どこまでがどうワーケーションなのかなといったようなことも考えますけれども、特にうちの町は、自然環境が豊かなわけで、それだけのいわゆる自然資産を持っておりますので、ワーケーションに対しましては、とてもいい環境に恵まれているんだろうとっております。そんなに焦ってできるわけでもないですけども、じっくり腰を据えながら、着々と推進できればと思っております。

コワーキング施設についても、新しくは安波のほうにできましたよね。私はそこも調査に一人で行ってきました。どういった施設なのかというようなことで、いずれは民間がそういった施設等も必要であるというような時代に入ったときに、時期に入ったときには、また新しい国庫事業

なども考えながら、民間にお渡しできればというようなことで、いずれにしる民間主導型で後押ししていればとこのように考えております。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 答弁にもありましたように宿泊事業者との連携を密にして、ぜひ推進を図っていただきたいと思ひます。

それでは続いての質問をさせていただきます。観光ガイド養成講座についてでございます。今、美ら島財団との包括連携協定しっかりと取り組むというところで答弁をいただいたところでございますが、養成講座において今後の取組について、こういったスケジューリングでしていくのかというのを、お伺いしたいと思ひます。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にご説明いたします。

令和3年、去年ですけどやった内容からお答えしていきます。去年、認定ガイドを中心に「むとうぶんちゅ観光ガイドの会」ということで、去年の4月に設立して観光協会のほうに事務局を置いております。それを受けて5月に谷茶、あと渡久地、伊豆味、円錐カルストの3地域をモデルルートとして、案内ルートの策定を開始しております。地域のガイドも養成をしようということだったんですけども、コロナ感染の拡大で令和3年は、養成講座のほうは中止をしております。令和4年度も引き続き、新規ガイドの養成講座は実施していく予定であります。それで今年、7月にモニターツアーの開始を今、予定しております。あと、認定ガイドのスキルアップ研修も年間、何回か行っていきたいと思ひます。今の現状は。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 今はスケジュール確認をさせていただきました。モニターツアーのほうに夏頃にあるということですが、少し詳しく聞かせていただきたいんですが、モニターツアーに参加できる対象は、町民なのか、観光客なのかというのをお伺いしたいと思ひます。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にお答えいたします。

モニターツアーに関しては、町民も観光客ももしできるのであれば、モニターツアー、観光客、町民向けにも行っていきたいと思ひます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 その際にぜひ、美ら島財団との講師派遣、そういったところを早急に仕組みをつくって、モニターツアーのときに、こういった質問が出るのかとか、そういったのは直接やってみないとわからないものですから、この美ら島財団との包括連携協定を生かして、講師も一緒になってできればモニターツアーをしていただきたいと思うところなんですけど、町長のほうからも見解を伺いたいと思ひます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 財団のほうとは、これまで以上により強固な連携を図りたいというような

強い思いの中で、わざわざ新たに数年前に包括連携協定を結んでおります。それを起点として、多分歴史の流れの中で、これまでに一番、今が最も連携が強化されているような状況じゃないだろうかというように判断しております。

議員おっしゃるように財団について、あるいは海洋博記念公園については、我が本部町の所有物だというような強い意識でもって当たっていきたいと思っております。当然ですけれども、財団理事長のほうと、私とも常に情報交換しておりますし、観光協会も含めて常に連携を図っておりますので、そして財団には高いレベルの知識を持った方々が講師陣がいっぱいおられますので、しっかりと活用しながら時代対応していきたいとこのように考えます。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前11時08分）

再開します。 再開（午前11時09分）

3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 観光ガイド養成講座に関しては以上でございますので次、最後の質問に移りたいと思います。ハブ咬傷防止事業についてでございます。町長の答弁から平成25年度から一括交付金を活用して、ハブ咬傷防止事業を実施してきたと。年々、事業費ともにハブの捕獲数も増え続けているというのが現状になっております。最近の新聞報道でも大宜味村、東村のほうにもハブの目撃例がございます。そういった中でやはり本部町と近隣の市町村のハブ対策に力を入れる度合いといいますか。そういったところも恐らくこの大小あるのかなというふうに思っております。本部町だけが頑張っても隣の市町村でハブが増えれば、それはいつか本部町に例えばですけど来るようになるのか。そういったのは意味がないことですので、やはりこのハブ対策というのは広域で考える問題になっているのかと思っております。この10年を経過して、ハブの捕獲数と事業費が年々増加していく中で、県に対して予算を求めていくというのは、これは必然性があるのかと思っておりますが、町長の答弁の中には「引き続き必要な予算の確保に努めるよう要請してまいります」という答弁でございました。これはこのハブ対策については県に予算を求めるといっていいのか。この文章の意味というのをもう一度、町長のほうから聞かせていただきたいんですけども、沖縄県のほうに予算を求めていくということによろしいですか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 ハブのお話ですけれども、まさにそれは沖縄県の特殊事情に基づいたものだと考えております。ですから財源の大本は、やはり国庫が大本になればいいなと思っております。国庫の予算を確保するにあたって、県も一体となって具体的には、これ以上は一括交付金が減らないように、しっかりと県も我々も一緒になって国のほうに予算措置をお願いするというようなことが、そこに含まれている内容でございます。いずれにせよ県がといったようなときも、県はじゃあ何を使うのかと言ったときに県も一括交付金を使うわけですから、大本の財源が、大本の国庫補助事業におけるいわゆる一括交付金の予算の枠組みがこれからもっともっと沖縄の特殊事情に鑑みて増えるような戦略が必要なんだろうと、このようなことでございます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ **3番 山川 竜** ぜひですね、本部町がリーダーシップをとって、県のほうに予算を求めていただきたいと思います。そして北部市町村会に対しても、広域としてタイワンハブ駆除の事業強化の必要性を議論していくという、しっかりとした答弁もいただきましたので、ぜひ今後このタイワンハブが北部広域で、県もしっかりと含めて対策ができるようにしていただければと思います。

あと5分ございますので、最後の質問をさせていただきたいんですが、様々な施策、観光であったり、ハブ対策であったり、させていただきました。町長としても4年間しっかりと施策を打っていただいたというところがあるのかなと思います。今後4年間、町長としてどのようなまちづくりというのを今、考えているのか。というところをお聞きして私の質問を終わらせていただきたいと思います。町長お願いします。

○ **議長 松川秀清** 町長。

○ **町長 平良武康** 議員からいろいろとご質問がございました。政治も経済も全ては町民生活をどうするかと。その1点だと思っております。行政も法の施策も政治的な施策も全て町民生活をどうよりよいものにするのかというようなことだと基本的な認識に立ちながら、今後も行政を進めていきたいと考えております。

だがしかし、先ほどもいろんな議論がございましたけれども、行政だけではいかんともしがたい部分も多々あります。行政といえども起動力だとか、あるいは人材の力ですとか、その他様々な限界もございます。ですのでその辺は民間の先ほど観光協会の話もありましたけれども、民間団体の力も借りながら、総力戦で時代対応しなければいけないと思っております。これからの時代というのは、個々の個人あるいは団体もそうですけれども、全てが先ほども異論あったように、情報発信にもできるような時代に入っておりますので、個別の行政だけじゃなくして、個人や団体の力も観光情報もみんなで発信しながら、小さい町ですから総力戦で戦っていかなければ、これからの時代対応できないと思っておりますので、そういった意味では行政も議員各位の皆さんも、それから団体も個人も含めて、町総ぐるみで新しい時代を切り開いていくことができればと思っておりますので、今後もいろいろとご協力の方をよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** これで3番 山川 竜議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（午前11時17分）

再開します。

再開（午前11時26分）

次に14番 具志堅 勉議員の発言を許可します。14番 具志堅 勉議員。

○ **14番 具志堅 勉**

1. 瀬底小学校体育館補修の経緯と改修計画及び建替えについて
2. 本町の下水道の現状と整備について
3. 本町の公式LINEの利用について
4. 本部町役場のHPについて

議員の皆さん、こんにちは。議長の許可がございましたので通告に従い具志堅 勉、一般質問さ

せていただきます。

質問事項 1. 瀬底小学校体育館補修の経緯と改修計画及び建替えについて。質問の要旨、瀬底小学校体育館利用者から「体育館の雨漏りがひどい」と電話があり、雨漏りの状況を 5 月 20 日と 30 日、2 回視察に行きました。特に体育館の入り口から、舞台に向かっての両コート右側全般と舞台前には、バケツが約 30 個置かれ、バケツだけでは足りず新聞とタオルも敷かれていました。昨日も視察に行っていました。2 階に上がるとギャラリーのほうも見たんですが、そこにもバケツ 20 個が並べられていました。

雨漏りで床が変色しているところもあり、私が視察したときには、ちょうどバスケットの練習中でしたが、ハーフコートしか使用できていない状況でありました。体育館の利用者によると、バケツと新聞が置いていないところで、ランニング中に雨漏りに気づかず、滑りそうになったと聞いております。町立施設として、見たこともない光景に、愕然としたわけですが、さらに私が驚いたのは、こうした雨漏りは、最近始まったことではなく、雨漏り防止を目的とした修繕したという事実。瀬底の小学生や多くの登録団体利用者に、ご迷惑とご不便をかけています。もうこれ以上、修繕を繰り返すのではなく、根本的な大規模改修こそ必要です。まず、なぜここまで大規模改修が放置されたのですか。直ちに大規模改修するべきと考えます。また必要なら建て替えも検討すべきだと考えます。いかがでしょうか。

質問事項 2. 本町の下水道の現状と整備について。①本町の下水道の現状をお伺いします。②今後の整備計画はあるのかお伺いします。

質問事項 3. 本町の公式 LINE の利用について。町の防災無線（防災放送）は、最近では毎日のようにコロナ感染者の状況が放送されていますが、町内地域の場所や天候、風向きによって放送内容が聞こえないと多くの声が聞こえます。防災無線での放送内容を、幅広い年齢層で利用されている SNS、特に公式 LINE など情報を提供するのはいかがでしょうか。①本町公式 LINE の目的を伺います。②公式 LINE の普及方法について伺います。③コロナ感染状況を Facebook にした理由と、本部町役場を検索した最初のページで、2 段目です。コロナウイルスの感染状況を 3 月 29 日で止まっている理由も伺います。

質問事項 4. 本部町役場の HP について。本部町役場の HP にあります便利ガイドを見ると、出産・子育て・入学・結婚・離婚・高齢・介護とあります。その他も明記してあります。今年、令和 4 年 4 月、18 歳から成年（成人）となり、高校では新しい指導要領に基づき家庭科の授業の中で金融教育が行われています。金融教育を受けていない成人、18 歳から 1 人でクレジット契約ができるようになり、いろんな勧誘、誘惑に接する機会も増えるかもしれません。成人する門出に、18 歳から 20 歳に伝えたい項目を取り入れてはいかがでしょうか。例えば、成人の心得と将来への準備というふうな感じです。あとは必要に応じて、再質問をさせていただきます。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 ただいま、具志堅 勉議員より、4 項目にわたっての質問がございました。

1 項目の瀬底小学校体育館の雨漏りにつきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

きます。

2点目の項目から、私のほうから答弁いたします。それでは2項目めの本町の下水道の現状と整備についてお答えいたします。

まず、本町の下水道の現状についてですけれども、令和4年3月末現在、町全体の普及率は64.09%にその普及率がなっております。下水道計画区域における普及率としては85.14%となっております。

次に、今後の整備計画についてでありますけれども、本町の下水道事業は、昭和50年の沖縄国際海洋博覧会と同時に供用が開始されておまして、46年が経過している現状にあります。それらの下水道処理施設は、更新の時期を今まさに迎えているわけでありまして、今後は老朽化した施設の更新整備計画を最優先にして対応を推進していきたいと、このように考えております。

質問3項目でござますけれども、本町の公式LINEの利用についての質問について、お答えいたします。

1点目の公式LINEの目的についてお答えいたします。本町の公式LINEの目的は、広報誌やホームページ等の従来からの広報手段に加えて、町民等に行政情報を素早く発信することを主な目的としております。

2点目の普及方法についてお答えいたします。公式LINEの普及につきましては、公式LINE開設時に広報誌に案内を掲載いたしております。また町ホームページは常にQRコードを表示し、ホームページ閲覧者に公式LINEの案内を行っているところであります。

3点目のコロナ感染状況に関する質問について、お答えいたします。感染状況の表示が3月29日までに止まっていたその理由でございますけれども、本町のホームページ更新のシステムに障害が発生しておりました。ホームページの更新ができない状況でありましたけれども、今現在は復旧をいたしまして、問題なく表示をされている状況でございます。

次に4項目の、金融教育を受けていない成人への本町ホームページによる、いわゆる制度の周知などについてお答えいたします。

民法の改正により、令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引下げられ、親の同意なしで借入れ契約などが可能となるなど、成人としての権利が与えられております。

新成人者の多くは、高校在学中に成人に達しますので、各高校では、金融に関する教育が目下、開始されている現状でございます。一方、民法改正前に金融教育を受けていない成人者もいるとのことでもあります。町ホームページなどを活用して、金融教育や注意喚起に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 具志堅 勉議員にお答えいたします。

1点目の質問事項にあります、瀬底小学校体育館補修の経緯と改修計画及び建替えについてですが、その前に、瀬底小学校体育館の雨漏りの改修に対しては、瀬底区長及び仲程 清議員から、補修要請を6月7日に受けていることも報告いたしたいと思っております。

それではお答えいたします。瀬底小学校体育館は平成9年3月に完成し、築25年が経過しております。平成24年9月の台風によって、体育館の屋根の一部が被災し、災害復旧工事を行いました。その後、学校から雨漏りの報告があり、平成30年度に単費、約470万円の予算を投入し、雨漏り調査及び屋根防水塗装工事を行っております。その時の施工保証が3年間あり、修繕後も完全に雨漏りを止めることができず、再度数回にわたって調査を実施し、繰り返し修繕を行ってきました。しかし、原因の特定ができず困難な状況となっているところであります。今、体育館を利用する児童や登録団体利用者にはご迷惑とご不便をおかけしておりますが、教育委員会としましては、補修などを含めた対策を再度検討しているところであります。

また、対策と並行して、既に令和3年3月に本部町学校施設長寿命化計画を策定した際、その計画の中にも、大規模改造として体育館の屋根の全面改造及び床の改修を計画しているところであります。大規模改造を実施するにあたっては、財政当局と調整を行いながら事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 先ほどお見せするの忘れたんですが、今日提示している資料、皆さんお目通しをお願いします。このようにたくさんのバケツが置かれています。そして昨日行ったところ、やはり体育の授業がしにくいということで前日にブルーシート3枚か4枚敷き詰められて、これを授業のために取り除く作業も先生方によって行われていました。恐らく今年の5月、例年より3倍の雨量が発生しているというふうにお聞きしていますので、いつになく仕事以上の仕事をしているのではないかと見たところでございます。今、回答にもあったように、平成30年に470万円かけて改修工事を行ったということを知りました。その中で、具体的に聞きたいんですが、屋根のほうに4枚張りつめられたという情報も聞いています。そのうちの何枚を台風の際に破損したと聞いていますが、取替えしたのか。また事務局長のほうにお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 14番 具志堅議員にご説明いたします。

教育長の答弁にありましたように、平成24年9月の台風によって、一部が被災しております。体育館の屋根は4面ございまして、4面の一部、1枚が台風災害復旧工事として認められ取り換えております。残りの3面が復旧対象になっていなかったということでもあります。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 ではこの1枚直したところからは雨漏りがないのか。あと残りの3面のところから漏れているのかということもお伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 14番、具志堅議員にご説明いたします。

雨漏りをする、漏っているというときの確認に行っているところでありますが、修繕したところは雨漏りは起きていない状況が見受けられます。それ以外の箇所が、議員の提示のありました写真のとおり、今年度は特に長雨がひどく、ひどい状況になっているのは確認しております。以

上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 先ほどですか。教育長の答弁のほうから、令和3年3月に本部町学校施設長寿命化計画を策定したとお聞きしておりますが、その計画の中で、今後この屋内運動場体育館をどのように進めていくか、具体的な説明を求めます。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 14番、具志堅議員にご説明いたします。

長寿命化計画での策定はしているんですが、計画の中では令和5年に大規模改造という事業メニューがありますので、そちらのほうに事業化として一応載せております。ですので計画としましては、令和5年に実施設計が入ることになると思います。その後、翌年度に本格的な改造になるかと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 それから何うと、令和5年基本設計など行って、令和6年着手すると、恐らく令和7年度供用開始と考えておりますが、今から考えますと、約3か年の月日が過ぎてしまいます。その中で私が言わんとしているのは、必ずしもちゃんとした修繕ではなく、子供たちがのびのびと運動できるような、そしていろんなサークル活動、事業団体がけがのないような利用ができるようなことを考えると、応急措置といえますか。家でも雨が漏ると、もちろんバケツも置きますが、そこに集中しないようにブルーシートとか、ビニールで対応して1か所に集めて、1か所の排水から流すような考えはありますか。お伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 14番、具志堅議員にご説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、いろんな対策はあると思います。それでやはりおっしゃるとおり、内部で中のほうでブルーシートを使うと光の問題も出てくるので、透明なシートを活用できないかと今、考えているところであります。それを今検討しているところであります。それが一番、利活用の面では早く対応できるものかと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 事務局長の思いを聞いて、とても安心しました。私も見たところ大体、サイド側ですので、上からビニール吊るすのもよし、途中からでもいいし、しかしバレーの特にボールがかかったりしないような考えで、スポーツが思い切りできるような形でどうしても今よりはよくなると思うので、その辺の早急な対応を、しかもこれからまた台風のシーズンとなりますので、その前にしていただければ幸いなんですが、その辺可能かどうか伺います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 対策にあたっては、やはりどの程度というのも中身が出てきますので、見積りを取りながら予算の確保に努めるよう財政当局と調整しながら早めの対応を考えたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 先ほど、瀬底区の区長及び仲程議員からのほうもあわせて要請もあるとお聞きしました。それから私また学校にもお伺いして、校長、教頭からも強い要望がありましたので、私も合わせて子供たちののびのびとした環境づくりのために、ぜひ早めに配慮してほしいという思いですので、その辺は一つ強く要望したいと思います。

続いての質問にいきたいと思います。本部町の下水道の現状ということでありました。町全体の普及率は64.09%、下水道計画区域においては普及率は85.1%ということをお聞きしております。その中で答弁の中で、「老朽化に伴い」というふうに、老朽化した施設の更新整備計画を最優先にしてとありますが、私がこの一般質問に至った経緯は、それもしかりなのですが、ただ町民の声として下水道が普及すれば住宅地域、住宅もふえていくのではなかろうかという要望もありまして、その質問に至った経緯がございます。その中で、老朽化といわず身近なところで、渡久地の十字路周辺、渡久地区民からも私、もう数年前からお聞きしていますが、十字路周辺の排水も結構臭いがするんです。特にさしみ屋が並んでいますので、その関係もあろうかと思えます。それとかこの中学校に行く通りの排水あたりも、台所も臭うというのも聞いています。その辺も調べながらどのような方法で、この辺は老朽化だと思うんですが、老朽化に伴いどう改善していくのか、検討チームを立ち上げてでも早急に対応していただきたいです。

それと住宅整備に関しては、多大なコストがかかるというふうに聞いていますが、その辺の住宅整備に関して下水道普及させていく思いがあるのかと。渡久地周辺の早急な対応が可能かお伺いします。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 14番、具志堅議員に説明いたします。

まず渡久地十字路周辺及び中学校へ行く排水路の臭いに関しましては、現場を確認して、今ある施設でどう対応できるかを早急に検討したいと思っております。住宅整備に伴う際の浄化槽、または下水道とかの問題だと受け止めておりますが、今新たな地区に下水道を引く場合には、この路線における費用対効果で収益性、その辺が審査されることとなっております。その辺も十分に加味しながらこれから検討していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 早めのご検討を期待します。その中で関連として一つ浄化センターのほうを私、現場踏査を視察させていただきました。その辺の改修工事始まっているのかどうかという質問と、それから今後どのぐらいの年数をかけてやるのか。それとやはり特殊工事だと思うので、専門の業者が中南部ほか県外から入ってくるのか。町内の業者がどのぐらい関わられるのかまでお聞きしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 14番、具志堅議員に説明いたします。

浄化センターの改築の進捗につきましては、今年度は基本設計をする予定になっております。

次年度に実施設計を行いまして、令和6年度から着手できたという形で今進めております。しかしながら今年度の基本設計の状況を見てみると、その後の日程とかは把握することが難しいと思っておりますが、今の敷地の状況にある施設を使いながら建て替えに向かっていくと条件を考えますと、それなりの時間はかかるという予想はしております。詳しく何年というところまでは、今の段階では出ておりません。以上です。

漏れておりました。関連業務に関しましてですが、議員おっしゃるように特殊性のあるプラント、設備の工事になると思われまます。その辺に関してはもちろん、専門の業者とかは変わっていくと思いますが、その他の町内の業者の皆さんも関われる工種は、幾分発生してくると思っております。それに関しましても今後も基本計画、実施設計等を見極めながらいきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 はい、よくわかりました。しかしながらざっくりでいいんですが、5年かかるのか、10年かかるのか、その辺の見通しでいいですので、またお答え願います。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 今、考えておりますのは、5年以上はかかります。なるべく10年以内には抑えていきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 理解しました。

続いての質問に行きたいと思っております。公式LINEの目的とか、そういうものに対してお答えいただきました。その中で行政情報を素早く発信するというふうにお聞きしております。その中で、御存じでない方もいるかもしれませんので、私が調べたのを報告します。俗にいうSNSです。全年代でいった場合、LINE 90%普及しています。続きまして YouTube が85.2%、Twitter が42.3%、Facebook31.9%、インスタグラムが42.3%で、ティックトックというのが17.3%というふうになっております。10代から60代まで調べました。その中でも特にLINEの普及率はものすごく、60代に関してだけ76.2%、それから50代85.4%、それ以外、10代、20代、30代、40代と93%から96%台となっております。先ほど申しました YouTube の件も10代で96.5%、20代97.2%、30代94.0%と、40代92.0%、50代81.2%、60代58.9%となっております。それからすると、やはりLINE、YouTube のほうがスマホなり携帯を持っている方々が多く利用されているということがわかると思っております。そういう中で公式LINEの目的をお伺いしましたが、情報発信ということで、広報誌に案内を掲載いたしましたとありますが、それは一度きりだけなのでしょうか。それとも毎回されているのでしょうか。お伺いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 14番、具志堅議員にお答えいたします。

広報誌は毎回掲載している状況であります。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 その掲載はやはり町民が登録しやすいようにQRコードなどを表示しア

ピールしていると理解してよろしいでしょうか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 14番、具志堅議員にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおりであります。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 私の質問の中で3月29日、止まっていた理由もシステム障害ということでお聞きしましたが、ホームページを開けると「本部町役場」と出て、次に「新型コロナウイルス感染状況」というのが3月29日で止まっています。そのところは何か削除するなりできないのでしょうか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前11時56分）

再開します。 再 開（午後1時30分）

午前に引き続き、具志堅 勉議員の一般質問を行います。

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 14番、具志堅議員の質問にお答えいたします。

過去のホームページ情報を消すということができないかということであるんですけども、結論から言いますと消せないということでもあります。その理由といたしましては、令和3年度にホームページのスマホ対応及びSSLの対応事業において、ホームページのセキュリティーの強化を行っております。その際、ホームページサーバーを新しく構築している状況にあります。旧ホームページサーバーが、新ホームページサーバーへの切り替えが令和4年ちょうど3月30日、ちょうど止まった日が29日でありまして、この現象を過去にホームページに閲覧したことがある場合、あと旧サーバーのリンクをお気に入り等に入れている場合、このホームページを閲覧しようとする場合に発生するもので、古いほうにどうしても登録していれば古いほうに行くということとなります。これを解消するためには、検索サイトを一度、本部町と検索してホームページを閲覧して、またお気に入り等を登録しなすか、各自の端末に自動的に保存されるキャッシュと呼ばれるホームページ、閲覧履歴を消去すれば解消されるということとなります。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 わかりました。では本部町の公式LINEの登録者数とアクセス数、これ近いものでいいですので、もしわかりましたら説明求めます。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 14番、具志堅議員にご説明いたします。

公式LINEの登録数については約470名です。アクセス数については、その辺は持ち合わせていないので、あとでまたお答えしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 約人口の30分の1ということで、まだまだ少ないと思います。それで先ほど情報発信するために、町の広報誌にも載せて普及を目指しているということでしたが、それ

でもまだまだありませんので、私としてはまた後ほどさせていただきます。

その前にコロナの感染状況について、特に町民、県民も含めて興味を示しているところでありますので、その中でも私が沖縄県と近くの今帰仁村を見た場合に、この暦方式で前週は何名、今週は何名と、この四角い暦上を書いてあるものでとても見やすいんです。本部町の場合は縦にずらっと、長いところでいうと1日から31日まで縦になっているものですから、上に上げるというんですか、下に下げるというんですか、しないと見れない状況で、この四角いのは非常に見やすいものから、もし担当課のほうで訂正、修正できるのであれば、そのほうが一目瞭然ですので、先週との比較もやりやすいし、その生活上も気をつけるのではないかというふうに思っています。その辺に関してはいかがでしょうか、担当課長。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 14番、具志堅議員にご説明いたします。

議員おっしゃるとおり、現在本町におきましてはホームページ上で、沖縄県内の感染者の情報と、あと北部保健所管内の感染者の情報、あと本部町内の感染者の情報を公表しておりまして、それを横に並べて表にしている状況であります。おっしゃるように、一番は町民がどのような状況にあるかというものが一番大切でありますので、その辺の周知の方法については改善していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 次の質問に入っていきたいんですが、その前に15日までの感染者、本部町内105人です。およそ今年の1月の数値に戻りつつあります。この状況でお互い生活上、気をつけながらやっていくと、そのまま収束するのではないかと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

4番目の質問に移らせていただきます。今回、私がこの4番目の質問に至った経緯は、特に若い皆さん、次世代を担う皆さんに今度、成人年齢が18歳ということで、今までになかった20歳から18歳に引き下げということで、本当に心得です。お互い各家庭で指導している家庭もあれば、成り行きに任せてそうでない家庭もある。そうした場合にやはり行政発信をしていただくと、いろんなツールでSNS等で見ることができますので、行政のほうで国の推奨しているものなどを通達していただければ、大変心強いという思いで一般質問をさせていただきました。特に、来年1月に回ってきます、今までは成人の日でしたけれども、二十歳の集いにするということで、本部町のほうもお聞きしています。沖縄市のほうでもそのような格好で新聞に載っていたと思います。その中で特にやはり二十歳の皆さんにはこれから人生スタートでもあるし、お酒もたばこもできる年齢でもありますし、やはり健康についての示しと、それから将来へのこの心得も含めて、私としてはまた若いころに習得しておくといういい人生が送れるのではないかということで、国頭村も推奨している「つみたてNISA」などこの二十歳の集いなどに教えながら、実際にもうやっている子もいるかもしれないですけど、成人の皆さんも。それで早いうちに知っている皆さんが通達して、いい人生を送ってほしい。いい本部町をつくってほしいという思いもあるものですか

ら、その辺の通達も知ってほしいんですが、それについて担当課のほうにお伺いしたいと思いません。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 14番、具志堅議員にご説明いたします。

議員おっしゃるとおり、今年の4月1日に法改正ありまして、現行の高校生のほとんどが在学中に成人を迎えるということでありまして、町としては成人式は、18歳のときの成人式は見送ることにしております。理由が受験のシーズンとほぼ重なるということでありまして、二十歳の集いということで1月の同時期に実施をするという方向性を示したところであります。

議員御指摘の金融関係への周知については、毎年成人式にパンフレット等を特に消費トラブル、金融トラブルに向けたものを呼びかけているところでありますけれども、今回は先ほど「つみたてNISA」ということもありましたので、その辺は金融庁からも出ておりますので、併せましてどのような方法で一番伝わるのかなども1月までにはまとめたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 最後に1点だけ、このホームページ上の便利ガイドと申しますか。その中に「成人の心得」として、ひとつ載せてはどうかという思いがあるんですが、それについて説明を求めます。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 14番、具志堅議員にご説明いたします。

ホームページ、トップにちょうど画面見たら、真ん中ぐらいの左側に「便利ガイド」ということで、すぐ検索できるような、よく検索されるようなものを置いているんですけども、その中に入れるのは、トップ画面というのは町では触れない。触ることができない、相当の知識が必要でして、それには時間と費用がかかるものであります。なのでこれで時間をかけてやるのか。あるいはほかの方法でうまく伝えることができないかなども、検討させてください。

○ 議長 松川秀清 これ14番 具志堅 勉議員の一般質問を終わります。

次に9番 仲宗根須磨子議員の発言を許可します。9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子

1. 本町のヤングケアラーやきょうだいケアラーの実態について

それでは午後、仲宗根須磨子、一般質問に入りたいと思います。質問事項は1点のみです。

質問事項1. 本町のヤングケアラーやきょうだいケアラーの実態について。質問の要旨、県は、各市町村に実態調査を進めるように促していますが、本町ではどのように取り組んでいるのかお伺いします。以上です。二次質問は席に戻って行います。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 仲宗根須磨子議員にお答えします。

質問事項にあります、「本町のヤングケアラーやきょうだいケアラーの実態について」、本町はどのように取り組んでいるのかであります、その前に、ヤングケアラーの言葉の定義でありま

すけれども、ヤングケアラーとは、法令上の定義ではありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

それでは、お答えいたします。沖縄県子ども生活福祉部は、令和3年11月10日から12月8日の期間に、インターネット形式で県内の小学校5、6年及び中学校、高等学校の学級担任等へ直接調査を実施し、結果が公表されております。

本町におきましては、ヤングケアラーに特化した会議は実施しておりませんが、養育などに課題のある家庭について、適宜、協議を行っており、その中でヤングケアラーについても触れることもあります。今後、県の情報をもとに児童・生徒の置かれている環境を整理しながら、適切な支援ができる環境整備を、子育て支援課や福祉課など、関係課と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 今回の私の質問は、この県の実態調査を受けて、町の実態も把握できていると思って、予想しての質問であったわけですが、肩透かしをくらったような感じがします。

だから最初に、これまでに本町内でヤングケアラーと思われる事例があったのかという質問から進めていこうと思ったんですが、ちょっと事情が違うようですので、質問の切り口を変えていきたいと思っております。

それでは県の情報をもとに児童生徒の置かれている環境を整理しながら適切な支援ができる環境整備を整えて、取り組んでいきたいとありますけれども、この県の行った実態調査の結果を、どのように本町が支援の取組に生かすのか。そこのところをお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 9番、仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

沖縄県子ども生活福祉部より、アンケート結果がホームページで公表されておまして、質問要旨の内容もそうなんですが、そのヤングケアラー自体は先生方がしっかり捉えているかどうかというのと、捉えたとしてどのように関係する方々に結びつけるかというアンケート内容になっておりますので、委員会としましてはやはり一番先に、児童生徒に接する先生方が、まず改めて認識していただいて、関わり方とか、ちょっとした生徒の学校に来ての状態とかを早めに収集して、関係課につなげるような対策はとれるのではないかと考えられます。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 実態を把握するには、どのような方法があるかということ、今述べられたように一番、学校が子供たちの状況を把握しやすいということで、そういうスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとかに実態を把握するケースがあるということなんですけど、このほかに学校として個人面談とか家庭訪問、今の時代、家庭訪問ありますか。私たち時代は、家庭訪問というのがあったんですか。ありますか。まだあります、はいはい。

家庭訪問やあるいはクラスメートの話とか、親同士の父兄の話、そういうことにも耳を傾けて、そこから情報を得る方法もあると思っております。そういう形で取り組んでいくということですので、

それはそれで必要なことだと思います。そうして聞き取って実態が少しずつわかってきた段階で、その後この子に必要な応じた支援は、どのようにして行っていくのか。そこのところをお聞きしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

先ほど答弁にもあったんですけれども、ヤングケアラーに限らず要対協という組織がございまして、子供の養育に課題がある家庭等を含めた形で協議している団体がございます。そこを通して、お父さん、お母さんであるとか祖父母に何かしら課題があるのであれば、公的サービスの中でそれを支援をしながら、適切な養育につながるような支援を今、やっているところがございます。最近このヤングケアラーという言葉が出てきているんですけれども、それに向けた国も取り組むということで、今年以降、取り組むという話も出ておりますので、それに対するサービスも今後出てくると思われますので、それを適切に施しながら養育に結びつけていきたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 この実態を把握するに当たって、このヤングケアラーというのは、自分のほうから、自分がヤングケアラーであるとは、まず言わないし、また自分がヤングケアラーであってもわからないという状況があるんです。そういうときに実態調査をするのは大変難しいことなんだと思います。ですからヤングケアラーというこの特に家族の介護とかというのに限らず、自分の幼い弟や妹を世話するのもヤングケアラーですし、また家計を助けるためにアルバイトをしている。そういうのも全部ヤングケアラーの概念に含まれるわけです。そういうことからすると、この本町でも独自の調査を行ってはどうかと私は思うんです。

例えば高校生ですと、本部高校は町内には高校は一つであるので、すぐにアンケートはやりやすいと思うんです。高校生、中学生、あるいは小学生も必要なら、そういうことまでアンケートをとって、この実態調査をするという、先生たちにももちろん聞くのもいい。本人に聞くのもいい。どういう形式でもいいんですけれども、アンケートを取ってみてはいかがかなと思います。私がそう感じた理由としては、本部の高校生たちはアルバイトをしている子が多いんです。その理由を聞くと、まずは自分のスマホの代金は自分で稼ぐ、その範疇はヤングケアラーに入るのかどうか、私もわかりません。しかし中には家計が苦しいから、お母さん助けるために中学校までバレーやっていたけど、もう高校に行ってやりたいんだけど、バレーする時間がないからアルバイトするということで、泣く泣く部活をあきらめている子もいます。こういうきめ細かな調査の中から、もしかしたらこの子はそういう、ヤングケアラーの範疇に当てはまっているんじゃないかという実態が見えてくると思いますので、項目を例えば家族構成とかはどうなっているのか。そういうアンケートも入れながら、まずは実態を把握することから進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 安里孝夫** 去年、アンケートでは学校の先生宛てにアンケートを取ったというふうにお聞きしております。基本としては今年は児童生徒向けにアンケートを実施する方向ということで、報告書がまとめられている現状がございます。我々としては、アンケートが二重になっても、何回もやっても児童生徒や先生にしてもやるよりも、1回県がやるとお聞きしていますので、県がやったものを基に、本部町の実態としてはどうなっているかというのを、県から把握するようにしたいと今、考えているところです。

この支援については、町独自でやるよりも国、県を含めた形で支援していかないと、全国的な問題でもあるし、本部町だけ支援してほかのところでは支援できないところが出てくる可能性も出てきますので、それを含めると国、県の動向を見ながら一緒にやっていきたいと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 9番 仲宗根須磨子議員。

○ **9番 仲宗根須磨子** これは国からの調査依頼なので、もちろん国や県も動くんですけども、この本部町の実態というのは、この国や県の調査で細かくわかるものなんでしょうか。その調査の実態が本部町におりてくるのはいつごろなのか。そういうのもわかるんでしょうか。お聞きします。

○ **議長 松川秀清** 子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 安里孝夫** 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

この調査の内容が市町村におりてくるかというのは、これ県のほうが判断することなので、我々がほしいということをもってもらう形になるんですけども、今年度児童生徒にアンケートするということが出ていますので、その報告を基に本部町の実態としては、来年度になるかと思えます。言われているように家族構成であるとか。詳しい内容に関しては、個人情報等もありますので、県も深く突っ込んだ内容ですることはないと思うんですけども、その範囲の中で支援できることを我々は探していきたいと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 9番 仲宗根須磨子議員。

○ **9番 仲宗根須磨子** 確かに県の調査は、プライベートな問題もあるとは思いますが、詳しく家族構成というのは、細かいことに突っ込まないと本当のこのヤングケアラーの実態というのは見えてこないと思うんです。ですから私は本部町自体の調査も必要じゃないかと、今申し上げているわけです。本当に一人一人支援の対象が違います。このヤングケアラーの子たちに、他県の話ですけども、「何が必要か」と聞いたときに、ある子は「自分だけこんな辛い思いをしているのか。この境遇にいるということを知ってもらってほしい」という子もいれば、あるいは「お母さんを病院に連れていくお金がない」、「自分のお年玉も全部使い果たしたから」「金銭的な支援が少しほしい」という子もいるし、様々なんです。そういう細かな本当に実態がわからないと、その子に合ったサポートもできないんです。だから細かい調査が必要であり、本部町のこの実態というのを早めに調査してほしいと思います。支援をもしいるとしたらこの支援を受ける子というのは、もう1日でも早くそういう支援があれば受けてほしい。受ける対象の子であ

るはずなんです。でも本人はそういう支援が受けられることがあるかどうかもわからない。そんな状況の中で、この回りからこういう子が該当するんじゃないかという、この調査をやられるというのは、これが私は一番実態把握、大事なことだと思っているので、早めにやっていただきたいと思います。どうしても県の調査結果を待たないとできないことなのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 9番、仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

踏み込んだ実態調査という形になるかということになるんですが、やはり調査項目についても、やはりデリケートなものになるんじゃないかと考えております。県も昨年度は教師向けにアンケートをとっているんですが、実態に入っていくとやはり表現、アンケートの表現とか、項目に対する表現とかも、先ほど須磨子議員が冒頭でおっしゃっていた、本人はヤングケアラーとっていないという方々も生徒もいるかもしれないというところもあって、そのアンケートをする項目に関してもやはり県の調査が一つのベースになるのかなと思います。先ほど子育て支援課長もおっしゃっていたとおり、やはり県の実態調査をしっかりと踏まえて、そこの項目が町で実施した場合に、該当する項目、一つ参考になるものだと思いますし、本部町バージョンに置き換えられるものも、追加するものもあったりするかもしれません。ですので改めて県の調査をしっかりと踏まえた上で、アンケートに臨んだほうがいいかなと思っています。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 各県によって、この取り組み方が違うという差があるのも感じます。例えば埼玉県でしたら、ケアラー支援条例というのをを出して、無償で介護や看護をする方が、自分を見失うことがないように、孤立することがないようにという条例を定めているんです。全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するというで。項目を一つずつ上げると膨大な数になるので、これはここでは上げませんが、そういう取り組みをしている県もあります。

そして子供や親から、「自分はヤングケアラーだ」とそういう申し入れがなくても、自治体が必要と判断した場合は、どんな支援サービスで負担を減らせるかを査定することが認められているんです。そういう取組につなげていかないと、本当の支援とは言えないんじゃないかと思うんです。ですから町として、県のほうへそういう細かい、きめ細かなサポートをするために、ケースバイケースで一人一人違った内容になるということ踏まえた上で、もっと細かい調査が必要じゃないかということ、町から県に要請してはいいかでしょうか、どうでしょうか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 9番、仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

議員が提案されています要請については、それも必要ということに委員会含め、当局が必要となれば、要請に行くというふうになると思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 ちょっと切り口変えます。

一つのこのヤングケアラーだった方の例を挙げてみます。男性の方なんですけれども、県外ですけれども、小学校6年生から大学1年生まで、祖母の介護をしていたわけです。7年間です。母と3名暮らしなんですけれども、母は看護師なんです。看護師なんですけれども、今はコロナ禍の中、仕事を休む暇がない。そして自分の母親を見る暇がない。ずっと仕事にかかりっきりで必然的に小学校6年生のこの男の子がずっと祖母の面倒を見ていたわけです。下の世話までもちろん、何もすることもできない祖母ですから、それをやるということがどういうことなのかというと、まずは祖母の世話をすることで遅刻が多くなる。欠席が多くなる、勉強時間がなくなる。夜中も祖母に起こされて、疲労こんぱいしてずっとそういう生活を続けていたわけです。やっと祖母が亡くなってやっと初めて自分の時間が持てたと。そういう事例があるわけです。そうすればこの7年間、とても小学校6年から大学1年生までといったら青春の真ただ中です。多感な時期、この時間はこの子にとっては戻ってこないわけなんです。ですからこの子が言ったことは、自分が大学生になって言ったことは「あの頃は自分がヤングケアラーってわからなかった」。自分は祖母に育てられたから、祖母の世話をするのは当たり前とっていたんだけど、あまりにもいろんな犠牲を払い過ぎたと。だから若者が介護することで払った犠牲は、自己責任なんですよかというような問いかけをしているわけです。

私とても、こういう若者の夢や目標が実現できない社会は、とても寂しい社会だと思います。ですから今、本部町の実態がわからない中で、「どういことをしろ」とか言うのは、本当に難しいと思います。だけれども沖縄県は貧困率が日本一大きいです。その中で沖縄県のヤングケアラーが1,100人ぐらいて、今回の調査で出たんですけれども、私はこの1,100人よりもっと多くの人が苦しんでいるんじゃないかと思います。それが沖縄県の持つユイマールの精神があって、隣近所の人も助けてくれるでしょうし、いろいろな要素があると思いますが、実際はもっと多いのではないかと。そういう子たちに夢をあきらめずに自分の目標に向かって、こう歩んでいけるような、こういう社会であってほしいと思います。

それで本部町の実態がわからない段階で、もう何を言っても今、空論になってしまうんですけれども、私の思いといたしましては、この日本一心豊かな町を目指して頑張っている平良町長なら、そういう大きな課題にも真剣に取り組んで、必要な施策をやってくれるものと思います。最後に町長の見解をお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 この実態がわからないというようなお話ですけれども、県が引き続き、実態調査をやるということで、これアンケート調査ということで、恐らく実名とかがないようなアンケートだと思いますけれども、例えば今このヤングケアラーという言葉の定義についても、学校現場、小学校の先生方、学校現場でもまだ認知度が低い部分もあるわけです。須磨子議員が言われているように、子供たちにとっても、自分はヤングケアラーと言われているものの概念になっているかという、わからない子供たちもいるわけです。だから我々としては学校でできることというのは、今この1年間これからの分は、先生方にいろんな場面でそのヤングケアラーとい

う概念を頭に入れながら、子供と見守りをしていろんな相談活動をしてほしい。

そしてこれが、これがヤングケアラーだとわかった場合には、委員会や福祉課と連携を取りながらやっていく。そしてもう一方では要対協というものがあります。これほぼ大体重なっていく部分もあると思いますので、この中には教育委員会からも参加していますので、こういった情報を網羅しながら、大体のものは1年でつかめると思うんです。アンケートが上ってからやったとしても個々の生徒たちはつかめないと、なかなかこれは意味ないわけですから、そういう意味で、この1年間は周知と先生方へのこの意識の啓発と、それから子供たちの見守りをきちんとやるということ。子供たちへのそういった認知もあるということ連絡しながら、これは「やらない」じゃなくて、いろんな日常的な相談活動の中で意識的にそれをわかるような形でいろんな生徒指導とか、いろんな相談活動をやっていきたいというふうに今は認識しています。ということです。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 大人の稼ぐ力が不足して、その不足分が子供のほうにもしわ寄せがきているというようなことだと考えますけれども、厳しい状況の中でも自己肯定感を持って生き抜いていくといったような視点も、また大切なんじゃないだろうかともあります。

ある一面で考えると私も、あるいは私の友人もひと昔前は、ある意味ではヤングケアラーだったんじゃないだろうかとというようなことさえ感じますけれども、そういった中でも回りとか、ユイマール精神のお話もございましたけれども、しっかりと支えあって生きていくという社会形成というのは、とても大切なんだろうとこう思います。いずれにせよ極度にこう生活が困窮している家庭については、いろんな角度からこう調査も必要でしょうし、また気づいたときに支援していかなければいけないし、現在もやっております。ただヤングケアラーといっても、どこまでがヤングケアラーといったような形で定義づけるのか。あるいは個々の考え方によっても、ヤングケアラーになったり、ならなかったりもすると思いますので、その辺の部分ももっともっと専門的な部分から検討しながら、対応していくべきなのかなと、そのように考えます。

いずれにせよ、我々親世代、大人世代というのがもっと経済的にこうしっかりと家庭を支えられるような社会形成というものを視点に置いて考えなければ根本的な問題の解決には、なり得ないんじゃないだろうかと考えます。できる部分の中から恵まれていない家庭の子供を支援していければと思っております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 教育長も町長も前向きな答弁、ありがとうございました。この本部町が本当に明るく豊かなまちになっていくことを願いながら、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 これで9番、仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

次に、8番 具志堅正英議員の発言を許可します。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英

1. 本部町景観計画について

2. 本町のハブ対策について

皆さん。こんにちは。それでは議長の許可を得ましたので、一般質問を読み上げさせていただきます。

質問事項1. 本部町景観計画について。①本町は景観行政団体となっております。イ. 景観行政団体になった経緯について伺います。ロ. 景観行政団体とは何か伺います。ハ. 景観計画とは何か伺います。ニ. 景観行政団体のメリット、デメリットについて伺います。

②本町の景観計画の区域について伺います。③本町の景観区域内における良好な景観形成に関する方針について伺います。④本部町の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項及び届けについて伺います。⑤本町の景観形成重点地区について伺います。⑥本町の景観地区の指定について伺います。

質問事項2. 本町のハブ対策について。①本町のハブ対策とその課題と対応について伺います。

以上、二次質問は席へ戻って行います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 ただいま具志堅正英議員より、2項目10点にわたっての一般質問がございました。しっかりと論点を絞りながら、しっかりとした形で議論を深めることができればと、このように思っております。順次お答えいたします。

まず、1項目1点目の景観行政団体となった経緯についてでありますけれども、平成16年に制定された景観法により、本町においても積極的に景観行政を推進する責務を図るために、平成22年9月に景観行政団体となっております。

2点目の景観行政団体とは何かとの質問でございますけれども、景観法によって定義される景観行政をつかさどる地方公共団体のことであります。

3点目に景観計画とは何かとのことでありますけれども、景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことを言っております。

4点目にメリットについては、本町の良好な景観を持続的に維持形成することが可能であるというふうなことであります。デメリットにつきましては、現在のところ、ないものと考えております。

5点目に、本町の景観計画の区域についてでありますけれども、各地域にみられる多種多様な景観要素の保全・創出を図るために、町内全域にリーフエッジまでを含めた広範囲な区域となっております。

6点目に、良好な景観形成に関する方針については、本町の豊かで美しい自然を保全、活用または再生させることが私たちの責務となっております。

7点目に、届出の対象となる行為についてでありますけれども、景観条例に基づき良好な景観形成に大きく影響を与えることが想定される、そのような行為を届出の対象としております。

8点目に、景観形成重点地区についてであります。備瀬地区と記念公園周辺地区となっております。

ります。

9点目に景観地区の指定についてでありますけれども、景観地区は、より積極的に良好な景観形成を図るために、都市計画法に基づいて指定するものであります。景観地区では、建築物の形態意匠の制限を必ず定めることとされております。現時点におきましては、本部町には、景観地区の指定はございません。

次に2項目の10点目の質問ですけれども、「本町のハブ対策について」、お答えいたします。

本町のハブ対策についてでございますけれども、平成25年度から、一括交付金を活用いたしまして、ハブ咬傷防止事業を実施しているところであります。

現在、町内に捕獲器を650基設置し、作業員6人で、ハブを捕獲する等、対策を実施しているところでございます。

令和3年度におきましては、1,436匹のハブを捕獲しておりますが近年、地域住民からのタイワンハブの目撃情報や、捕獲器の設置依頼等が増えている現状にあります。逐次、その対応を実施しているところでございます。

令和4年度におきましては、捕獲器をさらに100基追加設置いたしまして、タイワンハブの生息域の拡大防止、及びハブ咬傷防止に努めてまいりたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 それでは二次質問を行います。

国が2004年6月に景観法を制定して、それから翌年の4月から施行されておりますが、先ほども町長がおっしゃったように、この景観条例、景観法の目的は、都市や農山漁村の良好な景観形成を促進するために、するために、地方自治体において、景観計画の策定を行い、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることによって、国民生活の向上と、国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すると、景観法でうたわれております。

それからこの景観法の理念の中で特に強調されていることは、良好な景観を創出する。そして景観計画を樹立し実行することによって、地域の個性及び特性を伸ばし、観光の促進と地域活性化を図り、そのために地域の自然・歴史・文化の整備及び保全を図るとしてあります。本町において、この景観条例を制定し、景観計画を制定しておりますけれども、この法律の理念がちゃんと実現しているのか、伺います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 具志堅議員にご説明いたします。

実現しているかどうかということですが、一応これは備瀬区からの要望により、平成25年度に一括交付金を活用して、成果は上がったと思っております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 建設課長の話だと、成果は上がっているということですが、このフクギの伐採、一括交付金で約7,000万円かけて行われましたが、本当に成果が上がったのか。

その後の調査を町はやったのか伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 フクギもそうですけれども、備瀬区だけのお話ではなくて、町全体のいわゆる景観を保つというような視点の中で、景観法をいち早く、それにのっとって整備をして対応をしているわけでありまして、大きな意味で言えば十分にその効果を成し得たと考えております。なお、備瀬区のフクギについても、多少の課題はあるかもしれませんが、とても効果を発現したとこのように見ております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 町長の認識と私の認識は全然違うんです。このフクギを伐採したことによって、伐採の仕方が非常に乱暴だったんです。というのは、高さが7メートルから8メートルということで決められて、そのフクギの7メートル以上の幹から切ったんです。それをするとどういうことになったかという、資料をご覧になっていただけますか。この1番目の資料、この写真の16と、17と、18です。このフクギ今、ほとんど枯れています。このフクギの樹齢が70年から100年と言われている。これ今もうほとんど枯れています。あとこの切る判断を屋敷の家主に任せたものだから、切るところと切らないところ、この所有者がいて、切ったところはまだいいんですけれども、切っていないそのまま残った大きなフクギが、台風とかそういう災害に遭って倒れているのが何本か今まで見受けられました。この報告も役場に区長から行っているはずなんですけれども、こういうことも起きていますので、町長が言うように本当によかったのかどうか。疑問残りますけれども、あれだけの予算をかけたにしては、私はこれは失敗だったんじゃないかとこの伐採は。判断をせざるを得ないというふうに思います。

それから、景観法の景観条例のあれが生かされているといいますけれども、中途半端なんです、その条例の中身が、この資料を見てもらえますか、この写真。これ同じところですよ。3年前にこういうふうに、これは本部町が散策路をつくるときに、いい景観ということで看板まで設置して、皆さんここで写真を撮っていたんです。これが開発によってこういう状態です。この石堀が撤去されて、こういうふうな形になっています。だから景観条例つくったのは非常にいいんですけれども、中身が全くこういうふうに乱開発されているという状況ですので、全く景観条例のあれをなしていないと思います。あとこれ最近、今年の2月にこの海岸線のアダンがある業者によって、全部ユンボで取り払われました。こういうことが起きている状況の中で、本町の景観条例が機能しているというのは、全く私は違うと思います。ですからこういうことが起きないようにもう少し景観条例、景観法の中身、もう少し精査して変えていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、町当局の見解を伺います。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、具志堅議員にご説明いたします。

ただいまの議員から示していただいたこの写真の資料を見ていくと、確かにこのブロック塀、昔はブロック塀があったけど。ブロック塀じゃないですか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午後 2 時 29 分）

再開します。

再 開（午後 2 時 35 分）

8 番 具志堅正英議員。

○ 8 番 具志堅正英 条例だとフクギとかこの木を樹木指定してして保護する条例がありますよ。あの条例だと要するに木、1 本とか単体でしか保護指定できないんじゃないですか。あれを要するに備瀬のフクギ、屋敷木みたいに大まかに塊で保護できるような条例に変えていかないと、屋敷の所有者が切ろうと思えばいくらでも切れるわけです。現に今あっちこちで切られていますから、要するによそから来て商売を始めている人たちは、車の出入り口をつくるために根こそぎ切るところも出てきています。あとは上から剪定して、きれいに四角にカットして見栄えのいいように、でもあれ備瀬のフクギ集落の全体から考えたら、あれもマイナスなんです。同じような感じにすると、逆にまた崩壊が起きるんです。台風とか、やはり自然のこの小さいフクギも大きいフクギもこのバランスをとって風とかああいうのに対応しているので、同じような感じで切ると逆にまだ倒れたり、そういうふうになりますので、結構何と申しますか。フクギの保護については専門の学者とか、そういう人たちの意見も取り入れながらやらないと、今回みたいな伐採の結果になると思います。ですから、フクギをどうしてもこれから維持、保護していこうと思うのであれば、この塊で保護できるような何か考えないと、もうだんだん屋敷林が崩壊していつてしまっているような状況ですから、一番はすぐできるというか、いろいろ国とも調整しないといけないと思うんですけれども、このフクギ屋敷林を保安林に指定するとか。そういう方法もあると思います。全体を保護樹林、保護樹木にするのか。そういう 2 通りあると思うんですけれども、そういう考えは町長、どうですか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 フクギは今、個人の私的な財産になっておりますので、この私有財産をどうするという事は、現実にはなかなか難しいと思います。ですので方法論として、具志堅議員も含めて、区長も含めて、集落の中でもっとこうどう守るのかというようなことで議論も深めながら、また別の考え方もあるでしょうから、「何で勝手によその財産をどうするのか」といったようなことの考え方もあるでしょうから、その辺集落の中でももっと議論を深めながら、そして我々は我々でどういう方法があるのか検討していくというようなことのほうがよくないでしょうか。

例えば、備瀬の馬場にラインを引く、駐車場にラインを引くだけでも、「引くのがいい」「引かないのがいい」というようなことで、何年も議論するような片一方にそういった状況があります。ですからいろんな方々がおられますので、集落内でも議論を深めながら、その声も反映させながら対応していったほうがいいのかという思いがします。今のところ全体を一本一本の木を守るといったようなことはありますけれども、フクギ林全体をとったような話になると簡単にはいかないと、制度的にそう思います。

○ 議長 松川秀清 8 番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 確かに町長のおっしゃるように、このフクギの屋敷林は私有財産です。今でこそこういう個人の所有物みたいになっていますけれども、昔の人たちに言わせると、フクギは共有財産だと公共物だと、何でかと言ったら、この家を建てるじゃないですか。家を建てる建材に使っていたらしいです、昔は。一番大きい屋敷のところから切って使う、自分のところのやつが小さければ大きい木を、よその屋敷から切って使う。共有財産で要するにフクギの木を家を建てるために使うわけですから、これはまた次にその切ったところが使う場合にはまた成長したところから、順繰り回しながら家を建てるという風習も習慣もあったみたいですから、要するに今でこそこういう建材にも使わないでやっていますけれども、昔は共有財産という意識があったみたいですが、今はもう全くなくなっていますから個人の所有物みたいになっていますけれども、元々は共有財産という昔からの人たちは言いますから、それも考えると要するに地域の共有物という方法もできるかもしれないと思います。

このフクギだけじゃなくて、イノーもそうなんです。フクギ林と対をなしてイノーも要するに地元の人に言わせればアタイグラーであると。朝夕のおかずを取るところだと。そういう感覚なんです。ですからフクギ林自体も屋敷林自体も供用物、イノーも要するに畑と一緒に、そういう感覚ですから誰のものというあれはなくて、要するに共同体みんなの使っているものだという感覚があったようですので、今でこそ海にも漁業権があって獲れなくなったりしていますけど、我々小さいころは、いくらでも入って貝獲ったり、魚獲ったりしていましたから、だからだんだんこういう時代が移ってくると、公共のものが公共ものでなくなったり、そういうふうに変ってきていますので、何が言いたいかという、要するにフクギも海も公共財産だということを皆さんには、しっかり認識できるような施策を町がやっていただければ非常にいいんじゃないかと思うんですけれどもどうですか。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、具志堅議員にご説明します。

今、景観法の話からちょっとだんだん話が広がったかなという感じがするんですが一応は今、景観法の中ではそういう本部町のほうで景観行政団体ということになっておりますので、景観計画をつくりなさいという責務の上で、町は景観計画をつくっているわけです。その中では建物の高さだとか、色だとか、そういう大きな町全体の景観を損ねないようということを基本にして計画をつくってあります。今議員がおっしゃるフクギの一定の、備瀬のフクギを保全するような制限かけられるような仕組みができないかとか、イノー自体を公共物という認識が持てるような制約ができないかというお話は、恐らくこの景観法を超えていると思うんです。じゃあ何法でそういう縛りをつけるかという話になるかと思うんですけれども、例えば文化財とかという考えであれば、フクギの並木という一つの集落の通りでありますとか、たたずまいでありますとか、例えば竹富町とか、ああいうところが景観法として文化財として指定されていたり、そういう制約をかけるというような方法もあるかと思います。今景観法で例えばフクギを1本1本保全するとすると、本当にここにある木1本、1本全部、一個ずつ指定しないといけないという非常に現実的

には難しい話になると思いますので、あとイノーにしても漁業権で今、そこで潮干狩りをするのも今はできないんですけど。これ今はできないというか、もう復帰した時点でできなくなっているんですけど、そういうのはまず法律があって、その下に条例とかとなりますから、法律を犯すような条例はつくれませんので、町のほうでいくらそこは公共物だから、ここで潮干狩りをやってもいいんじゃないかと、そういう気持ちはわかりますけど、そういう条例をつくらうとしても、そこはやはり漁業権という漁業法という法律がありますので、法律を超える条例はつくれないということです。あと言った、さっきの石垣とかも、いろいろもったいない。確かにこれ天然の琉球石灰岩を切ってつくったものであれば、ただのブロック塀とは全然違うぐらいの価値のあるものだというふうに、我々もそれを聞けば「すごい価値のあるものを、もったいないことをした」という感じはしますので、その一つ一つ、文化財として定めるかとか。そういう議論は議論する余地はあると思いますので、そこはやはり備瀬区の皆さんと区長を中心として、議員中心として、住んでいる皆さん、固有の財産を縛りかけるという話ですから、そこはどっちがいいかという話もあると思いますので、みんなでやはり議論して行って守る方向と、開発する方向とのバランスをうまくとれるような話し合いを粘り強くやっていく必要があるかと思っています。そういう意味では、町としても備瀬のこのフクギ並木というのは大変すばらしい、景観的にも価値のある観光の資源としても価値のある大変すばらしい場所だと思っていますので、個人の財産をどういうふうにまた規制をかけながら保全しながら、また開発もできるような方向で考えたいと思いますので、ぜひ地元の皆さんの、また議員も地元の皆さんの声をまとめ役になっていただいて、役場と架け橋になっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 副町長のおっしゃるとおりなんですけど、このフクギだけじゃなくて、要するにフクギの散策のために観光のお客さんが見えられる。そのお客さんを目当てに、ここに商売しようとしている人たちがいる。そうするといろんな人たちがいるじゃないですか。フクギを伐採しても、文句も何も言えない。そうするともういくらでも切ろうと思えば切れるわけです。今の状態だったら。あっという間にこのフクギ集落がぺんぺん草も生えないようなところになっていく。もう手前まで来ていると思います。こういう感じになるわけです。これはアダンの伐採ですけれども、こういう状況をフクギのところでもやられたら、もうフクギ集落としての魅力も、観光資源としての魅力も全然なくなります。こういう状況があっちこちで起きてくるものだから、このフクギ全体を単体としてではなくて、一つの塊として保護するような制度をつくらないと、もうあっという間になくなりますよという話を私はしている。要するに法律上は何もできない、今の法律でしたら。景観条例とか景観法だったら全くできないですけども、ただなんかそれを少し拡大解釈するみたいな。運用の仕方でするんじゃないかと勝手に思い込んでいるんですけど、それで質問しているんですけど、法律どおりにやったら絶対できないし、またこの保護も保全もできないと思います。いくらでも個人の所有物だから切れるわけですから、それを何とかして、保全しようと思うんだったら、この塊として保全できるような制度をつくるのか。どこから

かこの知恵を借りてきて、そういうあれができないかというのを私は質問しているわけですが、副町長がおっしゃったように、法律上、景観法、それからほかの法律とかの絡みもあって、今すぐはできないと思うんですけれども、今すぐじゃなくても、もしほかにやりようがあるんだったら、それを研究してみるのも非常にフクギの保全にとってはいいことじゃないかと思うんですけれども、だからこの集落一帯を保全して生かして活用して、今の段階ではできていますけれども、これからもっともっと観光のお客さんが来て、商売に来るような人たちが来て、フクギを切り倒していったら、あとはもうそのフクギ集落の観光資源としての価値はもうパーになるような状態がもう目の前に来ているような、私はするんです。だからこういうふうには何とかできないか。というのを質問をしているわけですが、景観法と景観条例ではどうしようもないということですが、どうにか工夫すればできると思います。ぜひそれを検討していただきたいと思います。副町長お願いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、具志堅議員にご説明します。

具志堅議員のお話をお伺いして、私もとても同調するところがあります。同感同じく感じているところがあります。このフクギ並木をこのまま、今の条例のままだと確かに個人の財産ですから、個人が切ってしまうとどんどんフクギ並木じゃなくなってしまうという懸念があるというのは、おっしゃるとおりだと思っていますので、町としてもそのフクギ並木というのは非常に観光資源としての価値もあるし、文化的な価値もあると見ていますので、どういう形で保全できるのかという個人がでも、ひとつに役場にお伺いたてないと切れないとか。何かそういう勝手に切れないとかというような、どういう形であればそういう仕組みがつかれるのかとか。あるいはさっき竹富の話もしましたが、県外とか何か事例もあるかもしれませんので、そういうのも調べてみたいと思いますので、できればそういう議員おっしゃるような保全しながら、活用していくという乱開発できないような、保全しながらそれをうまく活用していく。その自然を残しながら、自然のよさを活用して地域が発展できるような方向に、一緒にまた考えていきたいと思っていますので、これからもまた今のような議論を交わしていきながら、いい知恵とか工夫をお互いで出し合いながら、いい方向に話し合いができればと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 副町長の話もよくわかりました。

ちょっと、フクギと関係があるので、今ですとフクギの毎木調査という調査を、琉大の農学部の陳先生という女性の先生が去年から学生ボランティア二十四、五名と、それと備瀬の老人たちと一緒に、月2回から3回ぐらいやっておりますけれども、1メートル以上の小さい木から、もう18メートル、20メートルぐらいになる木まで、このフクギの国勢調査みたいなものらしいですけれども、これも前に何か十四、五年前に、同じ琉大の農学部の先生がやられたみたいなんですけれども、今回も去年から今年度で終われない、来年度までかかるという話をしていますので、

この要請も多分、区長のほうから町のほうに行っていると思いますので、この毎木調査のほうにも一つ、協力をお願いしたいと思います。ぜひ、町長よろしくをお願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 今のお話、区長から含めて要望書が上がっております。ぜひ、本数とか幹回りとかの、今おっしゃるような調査については、町としてもしっかりと協力しながら対応していきたいというようなことで、検討に入っているところであります。なお話、ぶり返しますけれども、フクギの並木というのは、とても大切なことですので、ぜひ集落の中でも切らさないように、協力を求めるとか、あるいは集落の中でも何らかの対応策がないだろうかということを検討なさっていただいて、また我々は我々のサイドからどのような方法があるのかを検討していきながらやっていこうと思っております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 どうもありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○ 議長 松川秀清 これですべて8番 具志堅正英議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (午後2時58分)

再開します。

再 開 (午後3時09分)

13番 喜納政樹議員の発言を許可します。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 皆さん、こんにちは。一般質問、最後となりました。お疲れだとは思いますが、最後までお付き合いいただきますよう、お願いいたします。それでは通告に従い、一般質問を行います。

今回は教育関連に関しまして、GIGAスクール構想の進捗について、伺いたいと考えております。

①町内小中学校における全生徒、全学校において一人一台端末や校内ネットワーク等のハード面の環境整備は整っているのかを伺います。②各学校間で、生徒の端末利用の頻度に差があるのではないかと考えますが、要因を伺います。③本構想の環境整備が前倒しで進んだ結果、教員の中でもICT利活用について、差が出ているのではないかと考えますが、当局は、どのような対策を行っていくのかを伺います。④本構想においては、教員の校務支援システムの在り方についてもICT導入により業務改善するとの考えがありますが、当局は、どのように考えているか伺います。質問は以上でございます。当局からの答弁をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 喜納政樹議員の質問にお答えします。

質問事項にあります「GIGAスクール構想の進捗について」の、質問要旨4点について、順次お答えいたします。

1点目の「町内小中学校における全生徒、全学校において一人一台端末やネットワーク等ハード面の環境整備は整っているのか」であります。GIGAスクール構想に基づく、一人一台パソコンの配備及びネットワーク環境などにつきましては、令和2年度末までに完了しております。

2点目に、「各学校間で、生徒の端末利用の頻度に差があるのではないかと考えるが、要因を伺います」、につきましては、議員のご指摘のとおり、教育委員会としましては、利用頻度に差があると考えております。要因としましては、学校規模の違いや小学校低学年と中学校での、年齢の習熟の差も考えられます。

3点目の「本構想の環境整備が前倒しで進んだ結果、教員の中でもICT利活用について差が出てきているのではないかと考えるが、当局は、どのような対策を行っているのか」についてであります。当教職員に対しての対策としましては、教職員のICTスキル向上のため、ICT支援員を配置し技術支援などを行っております。また、各学校にはICTリーダーがおりますので、年4回程度の研修などを行っております。

4点目の「本構想においては、教員の校務支援システムの在り方についてもICT導入により業務改善するとの考えがあるが、当局は、どのように考えているのか」についてであります。統合型校務支援システムについては、令和2年度に町内2中学校において試験的に先行導入を行い、令和3年度からは町内全小中学校に導入を行っております。システム導入を行ったことにより、先生方の校務負担の軽減に欠かせないものとなっております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 質問に入っております。

まずは単純に一番目はハード面の整備は終わっていますか。ということなのですが、答弁のとおり、令和2年度末までには完了しているということでありました。これは国の制度が前倒しになった関係上もいろいろとあって、この1人1台端末や校内ネットワークというのは、整備は速やかにされたものだと私も認識しておりましたが、その確認でありました。そこでそのハード面も含めまして、そもそもこのGIGAスクール構想やICTの利活用というのは、なぜ必要なのか。そもそも何でこういった子供たちに1人1台端末や校内ネットワークなどをする必要があったのかというのを、まずはそこを原点に立ち返ったほうが、私は議論していいのかなと。

このGIGAスクール構想というのは、GIGAスクール構想イコール1人1台端末、それが先行してしまっ、じゃあそれでGIGAスクール構想完了して、国が考えている方向性はもう完了したんだよねというような、私は考え方になっていないかと思っております。恥ずかしながら私もこのGIGAスクール構想の「GIGA」という意味がわかりませんでした。調べました。GIGAスクール構想のこの「GIGA」というのは、上手じゃない英語で言いますが、「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「すべての児童・生徒にグローバルで革新的な扉を」という意味でございました。よく今、政府や新しい社会の在り方、Society 5.0（ソサエティ5.0）とか、いろいろなことをおっしゃっておりますよね。それに対応したやはり学習面にも、ICTの利活用をどんどん推進すべきだという考えの下だったと思うんですが、そこでお伺いします。その整備面に関しましてこの本部町教育情報化推進計画も出されておりますよね。その中でも、本町に関しましては、かなり前から約2010年程度からもICTの整備は行っていると思います。そこら辺も含めてハード面の整備

に關しまして教育委員会は、どのような考えがあったのか。これでも十分なのか。今後の課題はどうかというのも少し、お伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

G I G Aスクール構想の事業の前倒しがありまして、今回1人1台端末ということで整備は、令和2年度で完了しております。その以前に一括交付金を活用してi P a dの整備も進めました。やはりその時代からだと思うんですが、やはり時代としてはコンピューター社会ということで、情報化社会になっておりますので、委員会としましてはi P a dの導入から、児童生徒に活用する機会を多く与えるということでi P a dを導入したというふうに捉えております。

そういうスタートのきっかけがあり、今回このG I G Aスクール構想に併せて、町としても、教育委員会としまして、町の教育情報化推進計画も同時に並行して策定し、その計画に基づいてしっかり取り組んでいくという考えで策定しておりますので、スタートしまして整備が完了しスタートしまして、今1年目が終わったというところでありまして。そういった年度、年度で利活用なり、そこから生まれてくる問題課題など、しっかり把握して今後よりよいまた利活用を求めていくことになるかと考えております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 この推進計画の中でのこれまでの本部町の取組みという、これ評価に値するものなのか。私言いますが、平成22年度に地域雇用創造I C Tプロジェクトを活用して、タブレットや大型掲示、大型装置、学習サーバーなどの準備などがあります。平成25年、そして平成28年、平成29年、そして平成30年に校務用のパソコンを整備したり、令和元年度にG I G Aスクール構想などもあって、1人1台端末を進めております。この10年前からのこのハード整備に取り組んできた。10年後の今があって、ほかの市町村に比べてもこの本部町のハード整備というのは、私は評価に値すべきものだと思います。やはり我々、行政、議会も10年後、これからの先ほど言ったS o c i e t y 5.0とか、今後の子供たちの社会環境を考えた中で、いろいろな事業を行っていくべきだと思っているので、この教育委員会の2010年からの取組みというのは、本当に評価すべきものだと思います。

そこで次の質問に行きますが、それでは評価するのはこれで終わり、今度は課題に行きます。各学校間で、生徒の端末利用の頻度に差があるのではないかとお伺いしましたが、ハード整備は十二分に行ったと、物は揃っているけど、しかし使っている生徒と、使っていない生徒、使っていない学校と、I C Tを十二分に使っている学校の町内において、この差があるというのは、やはり問題だと思うんですが、もう一度説明していただきたいんですが、なぜそういった要因が出てくるのか。説明を求めます。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

先ほど教育長の答弁にもありましたように、やはり町内の小、中学校でも学校規模、それから

変わります。変わるものと、あとはこれも一つ、始めたばかりというところもあるんですが、まだ何ですか。授業としてしっかり学校側は利活用は差があるとは思いますが、十分な活用がまだまだこれから、活用するにはまだまだこれからかなと思っています。さっき学校規模の違いということで話をさせていただいたんですが、やはり大きな学校になると学年での複数クラス、3クラスあったりとかありますので、そういう3クラスの中で、一つ授業の事例をつくると、クラス隣同士で情報共有、こういう形ができるよとか、利活用に幅が広がってくるという一つの利点があります。それであと、小規模だと1クラスというところもあるんですが、各学校にやはりICTリーダーを1名おりますので、そこのカバーを年4回、利活用に関しての研修を行っております。我々は1年を振り返ってのGIGA雑誌といいますか、冊子というものも、これまで利活用したものを1年間まとめをしておりますので、今後そういったまとめから、利活用しての課題とかが上ってこれば、それをまた振り返りながら、もっともっと先生方が広く使えるように、子供たち、生徒たちは先生の指導の下、使っていけるように今年度から、また取り組んでいけたらと思っています。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今、いわゆる学校の生徒が多いから、運用上というか、教育、授業がしっかりとできないとか、そういう問題だと思いますが、それはじゃあ各先生方の判断で、その学校はそうなっているのか。それともそのトップ、校長先生とか、そういった方々の判断なのか。いやそうじゃなくて教育委員会がそういう判断をなさっているのか。それはどういったレベルで、そういった判断をしているんですか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 この1人1台端末を使う。またその事業計画をつくるに当たっては、整備を進めるに当たっても、校長会、教頭会の中で今後こういう利活用をどんどんしていきますよという研修会では、教育委員会から発信しております。やはり学校長もそれを受けて各先生方にも、そういう利活用のもに関して促してはいます。促してはいる中で、先生方においても、得意といいますか得手、不得手といいますか、方もまだまだいらっしゃいますので、そういった方々がやはりこのいざ授業に取り組むときに、不得手なところですぐに取組みというのが、なかなか難しい。今まで板書とか、そういった授業形態で慣れている方々は、そこにいくという傾向があるかもしれませんので、そこは一つ一つこのICT、GIGAを通しながら、研修会なり学校内での先生方の研修会なりを、十分促していきたいということで考えております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 やはり先生もそうですし、生徒もそうなんですが、その授業でどうのこうのとかではなくて、とにかく今ある端末を操作させる。触らす必要が私はあるんじゃないかと思っています。授業の中で使うのではなくて、例えば朝来たら、すぐ開くとか。今は朝は読書の時間とかありますよね。そういったときに開くとか、日常的に端末に触らすとか、これでもおっしゃっていますよね。ICTの機器を文房具の一つにしたいとおっしゃっております。書かれて

います。先ほどおっしゃったこの冊子の中で、1年間振り返ってとありますよね。文房具の一つはこのボールペンとかペンとかというような価値観になるには、やはりとにかくそれを触らせて、それが普通の日常になるというぐらいまでにもっていく必要があると思います。そうすることによって、これがないと授業ができないとか。その必要性が感じてくるのかと思います。授業のたびに保管箱から開けて出して、それをやり出すとなると。私はやはりその趣旨等はかけ離れているのかなど。現場の先生から言わずとやはり、「いやいや、それを出すと授業どころじゃない」という現場の声も聞いていますが、しかし、それもわかっていますけれども、やはり触らさないという意味がないです。私は言いたいのですが、なので先生に関してもそうだと思いますが、やはり恐らくもしかしたら、先生よりも生徒たちのICT機器端末の利活用に関して秀でているかもしれない。だからそこら辺も含めて、ある意味コミュニケーションツールとしても、それをもっともっと利活用すべきだと。これはやはり教育委員会としても改めてその方向性で強く、その方向性を伝えたほうが私はいいと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、我々も教育委員会としてもこの端末は、文房具の一つとしてのICT機器ですということで、保護者向けにも発信しております。そのとおりで、我々はこういうふうになっていきますので、文房具の一つとして実際に捉えております。使いながら今、起きてくるような課題、問題点が出てきておりますので、そこは最終目標は当然ながら持ち帰ってできるような文房具の一つになりますので、そこをしっかりと定着させるためまでには、しっかりとこの問題課題も使わせるに当たっての整備もしながら、この目標に向かって取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 整備したのが目的ではありませんので、目的を達成するための手段として、それを整備したわけですから、その目的をもう一度しっかりと確認していただきたいと思います。あと、ICT教育指定校というのが、町内でも指定されていると思うんですが、今年はどちらの指定校、小学校、中学校になるのかをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

今年度は本部中学校を指定校としております。昨年度は瀬底小学校を指定校として、県外視察なりを行って、冊子として活動記録をまとめて各学校に情報提供をしております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 本部中学校ということで、町内での一番大きいこの本部小学校になりますよね。町内1校というのであれば、それもいたし方ないんですが、早い段階でも一番大きなところに、そういった環境整備をするというのは、これ全部読ませていただきましたけれども、この1年間振り返ってのICTスクールの総評や次年度に向けてなども出ていますから、実際に書い

ています。本部小学校が一番遅れていると、やはり「規模が大きいから」、ただそれだけなんです。なので、本部小学校、本部中学校にどれだけそれを浸透させられるかだと私は考えておりますので、そこら辺も含めて教育委員会はもう大なたを振るといふか、現場の先生や校長先生方は、これまでやってきた教育のスタイルとかいろいろとあると思いますから、しかし今後、こういった社会が来る中で、子供たちのICTの手段としてのこの物を使わないと、今教えないとこの子供たちが不利益を被る可能性があるわけです。これからの社会、そういう日本政府も含めて、そうおっしゃっているわけですから、なので結局、教育指導要領も改訂しましたよね。法律もつくりました。国が感じているわけです。我々現場としてはこれ感じていないだけで、それをやはり現場は大変だと思うので、教育委員会がもう一度、原点に振り返って大変だと思いますが、それはやっていただきたいと思っております。そこまで教育長、いかがですか。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 おっしゃるとおりですね、ぜひこれやっていかないといけないということだと思います。ただこのGIGAスクール構想というのが、やはり前倒しでこのコロナ禍の中のいきなりオンラインとかを言い出して、これまでパソコンとかiPadを触ったことのないような子供たちや、学校までも、もう前倒しですぐGIGAスクールということで出てきて、だから現場というのは、本当にある意味、相当やはり負担や混乱が生じたと思っております。でも、その中でもその取組みをやろうということで、先生方も全く今までそういったものが経験のない年配の先生から、若い先生も含めてやっています。我々としては、できるだけ学校差とか、個人差が出ないようにということで制度的な後押しということでICTサポーターとか、あるいはそういう指導員を置いて、それが学校でも得意な人とか、またそうでない人も含めて担当を置いて、研修を開いて、またいつでもわからないところはアクセスすればできるような、アシストのものも完備していますので、もうわかると思っておりますがみんな読まれているから。制度的なもので、できるだけ通しております。

おっしゃるとおり、それでもやはりある程度、現場には無理はきていると思っておりますので、これまでもやってきたものを、ある意味加速させながら蓄積したものをつないでいながら、やはり少しずつ前進していけばいいということで、あまりまた教育委員会が牛、馬のムチふるって前、前というものではなくて、学校と現場との連絡をとりながらぜひ先生方が喜んでできるようなものをしていきたいと思っております。学校の研修報告の中でも、やはりすぐみんなですぐ使うという雰囲気とか、わからないところはすぐ聞けるとか、こういった雰囲気がやはり学校の全体の中になつているところは、とても成功していくという例がありますし、もちろん校長先生のリーダーシップもあるし、リーダーたちのこの意識もあるし、この辺を含めて全体的にこうバランスよく前に進めていけたらと思っております。方向としては、やはり子供たちが文房具を使うように、みんな使い慣れていくというのが方向性ではあるというのは、同じだと思っております。以上でよろしいでしょうか。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** 今回の質問での、やはりとにかく子供たちには触らすことしかないと思います。勉強以外のもので慣らしていきながらそれに入っていくということが必要だと思うので、そこら辺をもう一度考えていただいて。今おっしゃったとおりやはり、今度は教職員の中でのICTの利活用の差が出てきていると。今、教育長がおっしゃったとおり、これまでの授業のスタイルをいきなり変えなさいというのは無理があるというのは、それは誰でもわかっていると思います。なのでそこら辺の技術的なものに関しましては、やはり長い時間かけていきながら、これはやるしかない。

しかしそれも含めたある意味、考え方や先入観、よくこの中で出ているのはマインドです。我々、教育長も含めて、町長もそうですし、副町長もそうです。ここにいる我々議会の議員もみんなそうでしょう。今までのこの端末のマインドを、利活用のマインドをどう変えていくかだと私は思います。確かに私もそうです。子供が家で端末でこうしていると、「何をインターネットで遊んでいるか」と怒りますよ、言いますよ。でも子供は勉強して、宿題をしているんです。そこなんですよ、やはり我々のこのマインドを変えていかないと、これで宿題をしますよと。これで学校の先生と何か連絡をしますよと。学校からの通知もこれできますという社会がもう近い将来、計画の中でも「令和何年度にはやります」と書いていますから、なので我々の考え方をまず変えないといけない。今後我々の責任になると思います。教職員や親や、もしかして役場職員の皆さんもそうかもしれない。そこら辺のマインドをどう変えていくかというのを、やはり必要になってくるかと思えます。その中でやはり先進地の視察とか、そういったのがやはり必要になってくるかと思えます。

もう一つは、大事なと思うのは、やはり学校の方針やそのマインドを変えるには、やはり校長先生が変わってもらわないといけない。校長先生や管理職に対しての講習や講話なども必要になってくるかと思えます。この年になって受けるのもなかなか大変だと思いますが、やはり学校のトップである校長先生などにも、そのマインドを変えてもらうというのが必要になってくるかと思えます。例えば、一例上げると名護市や宜野座村、名桜大学では既に前国頭教育事務所長の神山英輝氏という方が、今は名護市の教育委員会に所属していますが、こう管理職の方々に対して現場も見てきていますから、やはり今後の必要性なども説いてやっている。なのでこういった、視察も必要ですが、こういった方を呼んでの講話なども必要になってくるかと思えますが、そこら辺はどうですか。必要性はあるかないか、教育委員会。

○ **議長 松川秀清** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 13番、喜納議員にご説明いたします。

我々、使い方という技術的には研修とかいろいろと、先生方にはしっかり行ってきております。先ほど話をしたように校長会では、教育長からは必要性とか、「こう変わります」という研修会でも話はしておりますが、議員おっしゃるとおり、もうスタートして、各学校の管理者向けの研修というのは、十分ではなかったのかと思はしますが、今いただいた情報を一つ参考にして、委員会内部で指導主事も通しながら、こういった研修を組めるかどうかも含めて、検討していき

たいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 いろんなツールややはり隣の市町村などの実例なども見て、やはりトップのこれまで頑張ってきた方々のマインドを変えるとというのは大変だと思いますが、しかしそのマインドを同じ共有する意味でも、これは必要なのかなと思ったりもします。先進地の視察の報告などもこれにありました。とてもいい報告だったと思います。これは毎年出す予定なんですか。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

中身をご覧になったということでありまして、やはりこれ1回だけの利活用というのは、一つの事例にしかならないと思っております。それと最後のほうに「情報化推進アンケート」というのもっておりますので、それは教職員向け、または児童生徒向けということとっております。こういったアンケートをもとに積み上げていって、よりよいものにしていくものだと思っておりますので、委員会としては毎年、こういった冊子をしっかりとっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 こうして記録を残して、またみんなで共有するのは必要だと思います。これを読んでわからないこともわかりましたし、「よくやっているな」と感じました。なのでこのまましっかりと、そういった記録や資料などは整えていただきますようお願い申し上げます。

マインドを変えましょうということでありました。これ我々、自分の自戒も含めてみんなでこういったこれからの社会に対してのやはり考え方というのは、少しずつ変えていくのも必要かと思っております。

最後には、あとは校務システム、よく今は世の中では教職員の皆さんの環境を変えていきたいと思いますというのが、部活動もそうですし、今回のこのいわゆる校務システム、説明のありました成績処理などの教務系や、あと健康診断などの保健系、あと指導要録などあります学籍系、いろいろなシステムが統合したのが統合型校務支援システムとおっしゃっているということですが、そこら辺で実際に具体的に先生方にとっては、こういったメリットというか。こういった軽減があったのか。私もこれがこういった先生に対して、何といたしますか、成果が上がっているのか。こういった業務が軽減されているのかというのが少しまだピンとこないもので、具体的に何か一つでも二つでも、これをシステムを入れた関係上、先生の軽減されましたというのがあればぜひ説明していただきたい。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

先ほど議員がおっしゃった、こういった機能を持っている成績処理等、あとは生徒の出欠管理等いろいろとあります。学籍簿ですね。こういったのをこれまでは、成績も含めて、通知表なり、これも全て先生が手書きになっていたというところもあったりして、やはり生徒数が多いとなる

と、それを全部処理していかないといけないというところもありますので、先ほどもICT、今はパソコンを皆さん使える時代ではあるんですが、しっかりとこの内容を統合することで全部リンクして、いろんなものに使えるということにもなっています。併せてあとは、もう一つは教職員の勤務管理、開いて押せば、私は出勤しましたと。今までは印鑑だったと思うんですが、あとは学校間とか、教育委員会等をこの校務システムを活用しながら、いろんな情報をこちらから教育委員会から校長発信、養護教諭発信とか、そういったものもすごく完備になっていますので、すごいこのシステムを導入することで、先生方の動きといいますか。校務が少しは楽になったのかなと捉えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 これだけ例えばつながっていくと、逆にこれを見たら「仕事が増えるな」と思う人もいるかもしれません。事例をあげると。でもそれでも「このシステムは使わないといけないです」と、教育委員会は言わないといけないと思います。向き不向き、苦手な人は、このツールを使わない方もいらっしゃると思うので、これがないと今後の校務というのは、業務に支障が来しますよというところをやんわりと、教育委員会がその間に入って調整していきながらやっていかないと、例えば、小学校と中学校のスケジュールや、いわゆる1年の年間行事というのは、早く決まるとは思いますけれども、例えばここと小学校と中学校の大事な、大体これ事例ですけど、中体連の日にここの日曜参観が入っているとか。あきらかにこれ小さな問題ですけど、親から言うと、これおかしいよねというのは、あったりすると思うので、そういう大枠は大きな方向性とかは見ないです。これは変な意味じゃなくて、現実に今教えることはやはり親は、1日、1日が忙しいですから、お姉ちゃんの最後の中体連の日なのに、ここで日曜参観とか、作業があるというのは「おかしいよね」と、これ来るわけです。そういったのはやはり、そういったスケジュールとか、これ単純なことですけど、そういったものをやはりお父さん、お母さんというのは案外見ているというところなので、それは小さなことですけども、そういったことを含めて、先生方の用務の軽減、イコールそれがまた親御さん、PTAのつながりでしっかりできればと私は思いますので、そこら辺しっかりしていただきたいのと。

あとこれは、今後の話にもなっていくと思うんですが、本部町だけでつながっているだけじゃなくて、これは北部12市町村、先生どこに行っても校務システム、同じようなシステムがあれば「楽ですよ」というのが、過去に昔からあったと思うんです。実際に検討されていると私も聞いております。これまであった国頭地区の学力対策推進委員会が、今は国頭地区学校SD委員会になりましたが、そういった中でもそういった例を挙げられておりました。実際にそこら辺の話というのは、具体的に教育委員会の中でこれはうちの本部町の話ではないので、これも参考までにと思いますが、そういった大きな国頭地区、北部12市町村でつながるような校務システムを今後、あり得るのかどうかというのを伺います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

今、議員がおっしゃるこの北部12市町村で、先生方も異動する中でという、そういうふうなつながりがあるかということなのですが、たしか昨年度から、北部広域のほうで音頭をとっていただいて、北部12市町村の教育委員会の担当が出席をしております。その中で教育部会というところなのですが、校務支援システムについても、北部12市町村、広域でとりまとめたシステムという話の議論も今なっているところです。あとはいろんな、幾つかあるんですが、特にこの校務システムについては、議論になっているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 じゃあ最後になります。

今回のこの校務システムの広域化なんかは、今度はまた町長、副町長なども、北部広域の中で議論になったり、ある意味やはり教職員の皆さんの軽減も含めて、例えば本部町に来た先生方は、本部町の業務の体制、教育委員会の在り方がすごいよかったと思われるようなやはり、教育長が先頭になると思うんですが、雰囲気というか、組織というか、それにするとやはり先生方は私は来ると思うんです。「本部町に行きたい」、希望を出して。その恩恵が子供たちにあるとするならば、ある意味、先生方の働き方改革というか、働きやすい職場にするような、組織づくり、職場づくりというのは、当局も含めて、今後進めていくべきだと私は考えております。

最後に町長にお伺いしたいんですが、町長は私が感じる中で、一次産業専門家ですから、一次産業はもちろんですが、教育の部分に関してもかなりの予算や政策的な面でもこの4年間進めてきたと私は感じております。私もこの教育というのは、国家百年の大計と言われるとおり、今やれば我々の子供、そしてその孫やその下が恩恵を受けると思います。実例を挙げて10年前にやった整備が、今になってこれだけのハード整備ができていう実例もあるので、今やはり私はこの教育に関しても、しっかりと力を入れると。町長もそれを推進なさっているので、今後やはり進めてほしいということも含めまして、もう新聞報道でも出ているとおり、次も二期目に対しての出馬の意思も示されておりますので、次の4年後に向けても、これからの町政運営に向けて、また町長の教育に対する思いなど、最後にお聞きして、私の一般質問としたいと思います。お願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 教育の部分についての思いですけれども、文化の継承、そして生きる力、そして経済を支える、あらゆる部分の中でどう人づくりを推進するか。人材づくりへの投資というのが全ての根本を成すものだというので、強く認識しております。そういう意味では、どの地域よりも学校の先生方が働きやすいような環境づくり、支援員についても、どこの地域よりも一括交付金等を使って充実させてきましたし、そして子ども子育て育成の基金についても、どの地域よりも先頭になって対応をしてきましたし、そして貧困対策も含めてですけれども、学校給食の無償化するだけでも、また先生方の労働の軽減にもつながるだろうと思っております。

先ほど議員のほうからいろいろの思いがありましたけれども、GIGAスクール構想については、これまで以上に私自身が先頭になってマインドを、私自身の中でも自己改革をしながら、そ

して組織全体としても、このG I G Aスクール構想の延長線上の中で、町全体がこの新しい時代づくり、I C Tを使いながらの新しい時代づくりをしなければいけないので、できる部分の中から着実に行動に展開していきたいとこのように思っております。議員から指摘があったように、私自身もそうですし、地域全体としても生きていく道具として、その新しい器具機材が使えるようなことを学びながらやっていきたいと、このように思っております。どうかそういった意味でまた議員各位の皆さんも含めて、町民全体で協力し合いながら、G I G Aスクール構想が成功するように、行動展開できればと思っております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 これ以て13番、喜納政樹議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後3時55分）